旧雄物川流域水害対策計画
（素案）

令和８年 11 月

秋田県・秋田市

旧雄物川流域水害対策計画（素案）

目　次

第１章　旧雄物川特定都市河川流域の現状と概要 ---------- 1
第１節　旧雄物川特定都市河川流域・特定都市河川・特定都市下水道の概要 -------- 1
第１項　旧雄物川特定都市河川流域の概要---------- 1
第２項　旧雄物川特定都市河川の概要---------- 8
第３項　旧雄物川特定都市下水道の概要---------- 10
第２節　旧雄物川流域における過去の浸水被害の状況 ---------- 12
第３節　これまでの主な浸水被害対策 ---------- 16
第４節　旧雄物川特定都市河川流域における現状の課題 ---------- 17
第２章　特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針 ---------- 18
第１節　基本的な考え方 ---------- 18
第２節　計画期間 ---------- 23
第３節　計画対象区域 ---------- 24
第４節　特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨 ----- 25
第３章　都市浸水想定---------- 26
第４章　特定都市河川の整備に関する事項 ---------- 30
第１節　河川工事の目的、種類及び施行の場所 ---------- 31
第１項　秋田県が行う河川の整備---------- 31
第２項　秋田市が行う河川の整備---------- 36
第５章　特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項 ---------- 37
第６章　下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項 ---------- 37
第７章　特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 ---------- 39
第１節　雨水貯留浸透施設 ---------- 39
第２節　水田貯留 ---------- 39
第３節　既存の防災調整池等の保水・遊水機能を有する土地の保全 ---------- 40
第４節　雨水浸透阻害行為の許可等 ---------- 41
第８章　雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項 ---------- 42
第９章　下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項 - 43
第１節　基本的な運転調整の方針 ---------- 43

第２節　連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知 ---------- 44
第１０章　都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項 ---------- 45
第１１章　貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針 ---------- 46
第１節　貯留機能保全区域の指定の方針 ---------- 46
第２節　浸水被害防止区域の指定の方針 ---------- 47
第１２章　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項---------- 48
第１節　リスクコミュニケーションの充実 ---------- 48
第２節　大規模氾濫に関する減災対策 ---------- 50
第３節　気候変動に備えた流域治水対策 ---------- 53
第４節　洪水時及び発災時の情報収集・伝達 ---------- 55
第１３章　その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項 ---------- 57
第１節　水防活動及び排水ポンプ車、災害時の活動拠点整備による浸水被害対応 --- 57
第２節　計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応 ---------- 59
第３節　流域水害対策計画の計画管理 ---------- 59

第１章 旧雄物川特定都市河川流域の現状と概要

第１節　旧雄物川特定都市河川流域・特定都市河川・特定都市下水道の概要

第１項　旧雄物川特定都市河川流域の概要

旧雄物川特定都市河川流域は、一級河川雄物川から分派し秋田港を経て日本海へ注ぐ「旧雄物川」と、秋田市北東部の太平山地（主峰：太平山 標高 1,170ｍ）周辺にその源を発し、秋田市中心部を流下する支川の「旭川」、「太平川」及びその支川の「猿田川」、「草生津川」、「新城川」により形成され、その流域面積は約 340㎢ となる。

また、上記６河川（特定都市河川の指定を行った河川：旧雄物川、旭川、太平川、猿田川、草生津川、新城川）の総流路延長は 94.9㎞ となる。

その他に、当該流域内には、支川として一級河川「砥沢」「寺沢川」「八田川」「道川」（総流路延長 12.5㎞）や準用河川「宝川」、普通河川「白山川」など１４の普通河川が流れている。

流域の地形は、北東から南東にかけて、出羽丘陵から続く太平山がそびえ、西方には日本海が開け、南部には雄物川が流れている。山、海、丘、川といった自然に恵まれ、肥沃な完新統の秋田平野に開けた都市型の地域であり、その自然を生かした公園が多いのが特徴で、代表的な公園として、千秋公園をはじめ、一つ森公園や高清水公園などがあり、いずれも緑豊かな自然の中に整備され、流域住民の憩いの場となっている。

流域の地質は秋田平野を構成する新第三系鮮新統～第四系下部更新統の笹岡層を基盤として、東部に花崗岩や玄武岩層が分布している。また、海岸部は、沿岸線沿いに砂丘の発達が著しい。

流域の自然環境は、上流域は山地部にあたり、太平山県立自然公園に含まれており、標高の高い場所にはブナの群落が分布している。中流域は丘陵地帯で、河川沿川の土地は主に田畑として利用されている。河川には所々に瀬淵が形成され、生息魚種も上流域に比べ豊富である。下流域は主要支川のほとんどが市街地部を貫流しており、人々の生活と川とが密接な区間である。この区間は一部感潮区間に当たる。

流域の気候は、地形的特徴から、冬季に北西季節風が卓越する降雪寒冷の典型的な日本海型の気候を示しており、春から秋にかけて南東寄りの風が多く、比較的温和な気候であるが、秋の台風シーズンにはたびたび大雨に見まわれる。また、晩秋から冬季にかけては、西高東低の気圧配置となるため、北西の季節風が強く降雪を伴うが、沿岸部での積雪は内陸部に比べてそれほど多くない。

流域の産業としては、県内の豊かな天然資源を利用した木材・木製品製造や、パルプ製造、非鉄金属製造、清酒製造などが盛んで、近年は企業誘致によりエレクトロニクスや半導体等先端産業の関係企業の集積が進展している。



図 1　旧雄物川流域

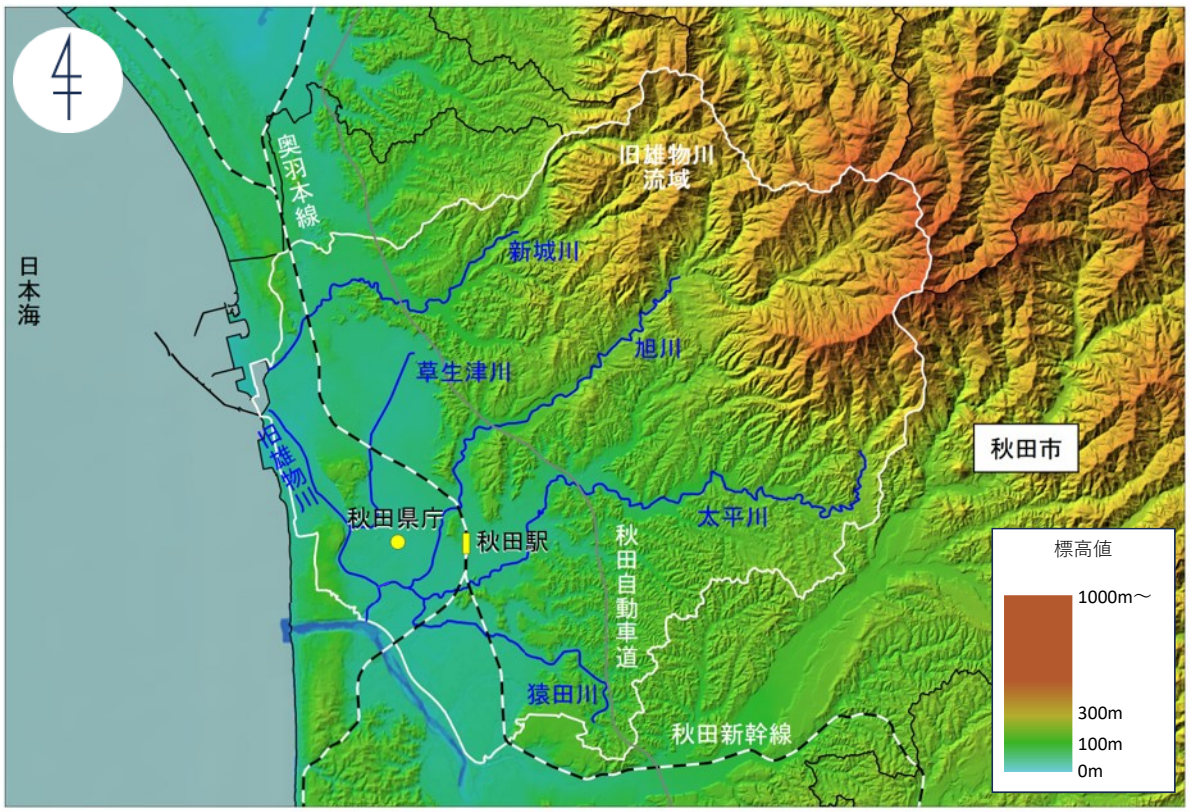


図 2　旧雄物川流域の標高図

出典：基盤地図情報 10m メッシュ標高

(1) 人口の推移

旧雄物川流域の全域を占める秋田市の人口は、近年わずかに減少傾向になっており、令和２年時点では約 31 万人である。また、人口は全市のわずか 6%程度の面積にあたる人口集中地区に約８割が集中している。

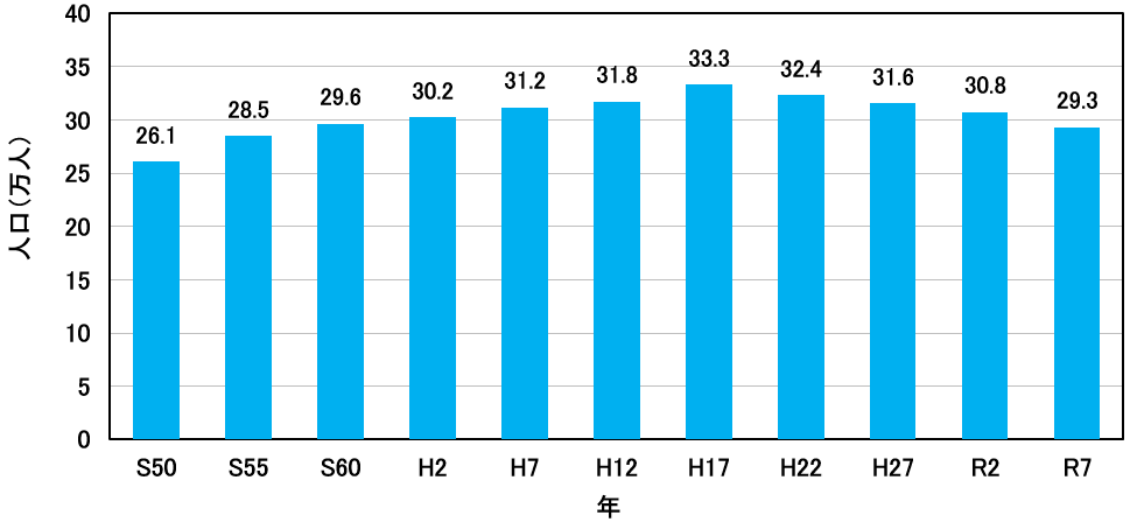


図 3　秋田市における人口の推移

出典：国勢調査

表 1　人口集中地区の推移

年次	全市に占める割合		人口	
	面積 (%)	人口 (%)	人口集中地区 (人)	全市 (人)
H12	11.4	83.7	265,711	317,625
H17	5.9	79.1	263,485	333,109
H22	6.0	78.8	254,970	323,600
H27	6.0	79.3	250,569	315,814
R2	6.1	79.8	245,611	307,672
R7	6.3	83.3	244,348	293,351

出典：国勢調査

(2) 土地利用の変遷

旧雄物川流域の土地利用状況については、昭和 51 年から令和 3 年にかけて市街地（宅地）の割合が約 6.8%増加するなど、市街化の進展が著しい。その一方で、田畑などの農用地の面積は減少傾向にある。

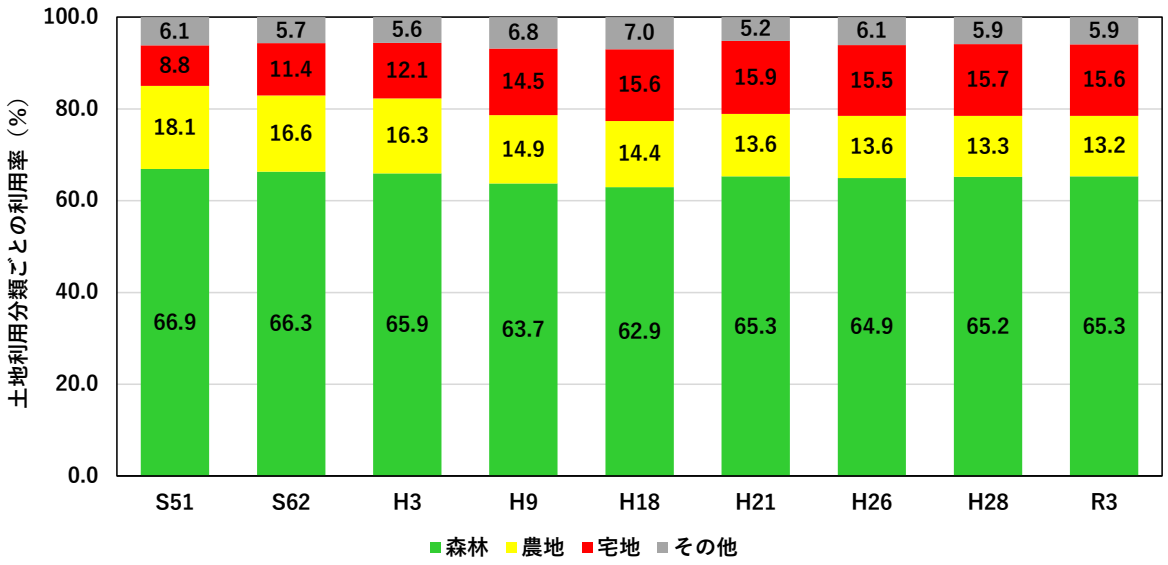


図 4　旧雄物川流域の土地利用の変化

出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ」

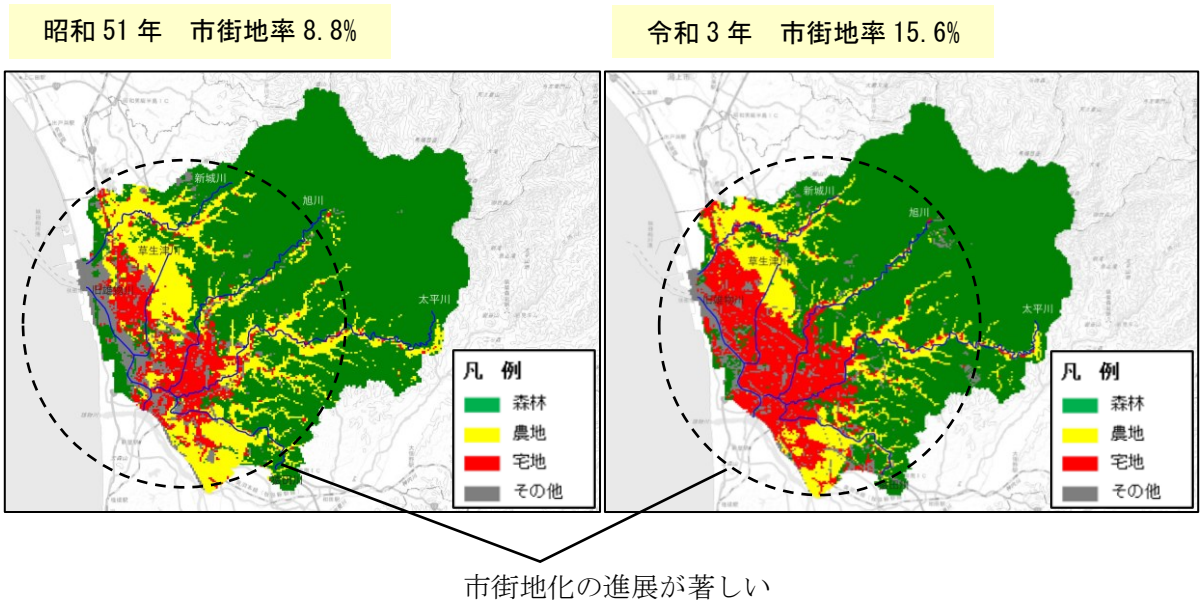


図 5　旧雄物川流域の土地利用の変遷図

出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ」

(3) 降雨特性

気象庁・秋田観測所の気温は年平均 12.3℃（平成 7 年～令和 6 年）である。また、年間降水量は概ね 1,800㎜、月平均降水量は概ね 150㎜（平成 7 年～令和 6 年）である。

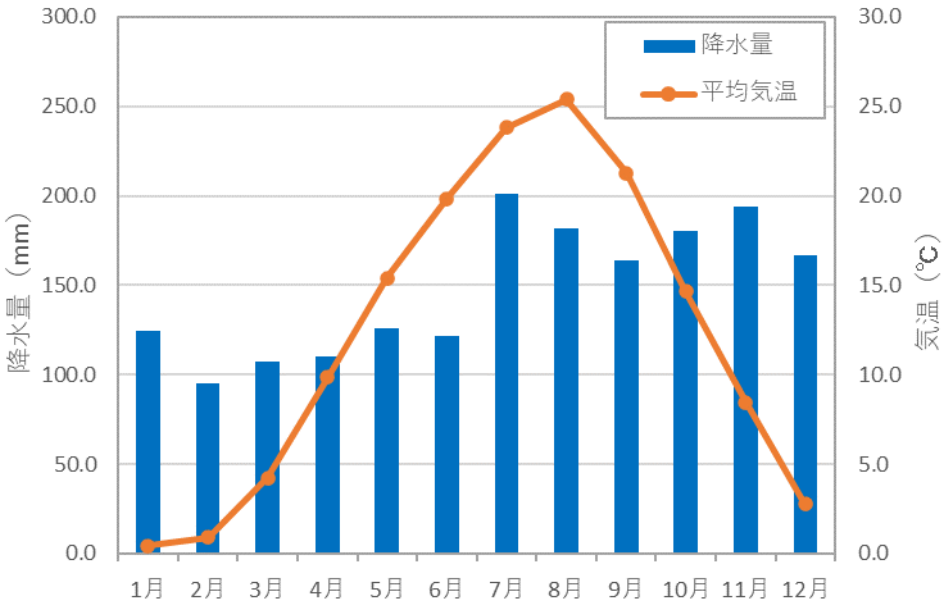


図 6　気温・降水量の月別変化（秋田観測所（気象庁））

秋田観測所においては、昭和 13 年～令和 6 年までの 87 年間で、11 回年最大時間降水量が 50㎜（非常に激しい雨）を超過している。

また、年最大時間降水量が 50 ㎜を超過した回数は、昭和 20 年～昭和 59 年の 40 年間で 3 回であるのに対し、昭和 60 年～令和 6 年の 40 年間では 6 回と増加傾向である。

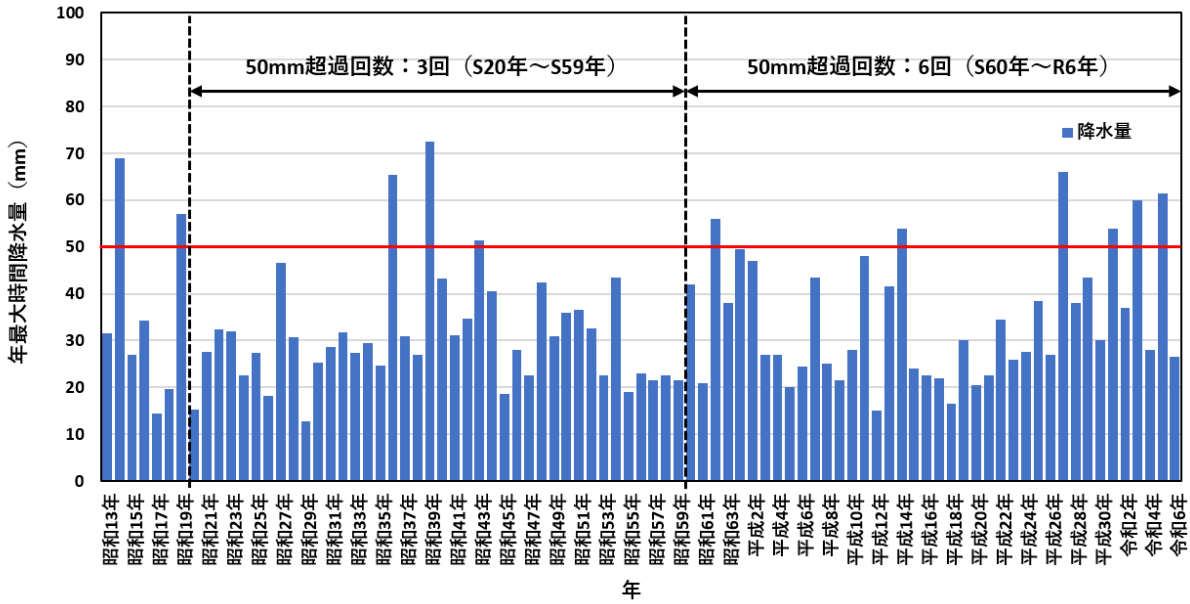


図 7　年最大時間降水量の経年変化（秋田観測所（気象庁））

(4) 都市計画

秋田市は令和 3 年 6 月に、概ね 20 年後の令和 22 年を目標とした「第 7 次秋田市総合都市計画」を策定し、「暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市～『市民の生活』や『地域の文化』を守り、未来へ引き継ぐまちづくり～」の基本理念のもとにまちづくりを推進している。



図 8　第 7 次秋田市総合都市計画

「第７次秋田市総合都市計画」では、「安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成」をまちづくりの目標の一つとして掲げており、全体構想の中の「水と緑の整備・保全の方針」において、農地の保全や緑の拠点づくり等とあわせて、多発化する大雨による水害の発生防止及び被害の軽減に向け、国や県との調整のもと、生態系にも配慮しながら、河川改修等の治水対策を促進することとしている。

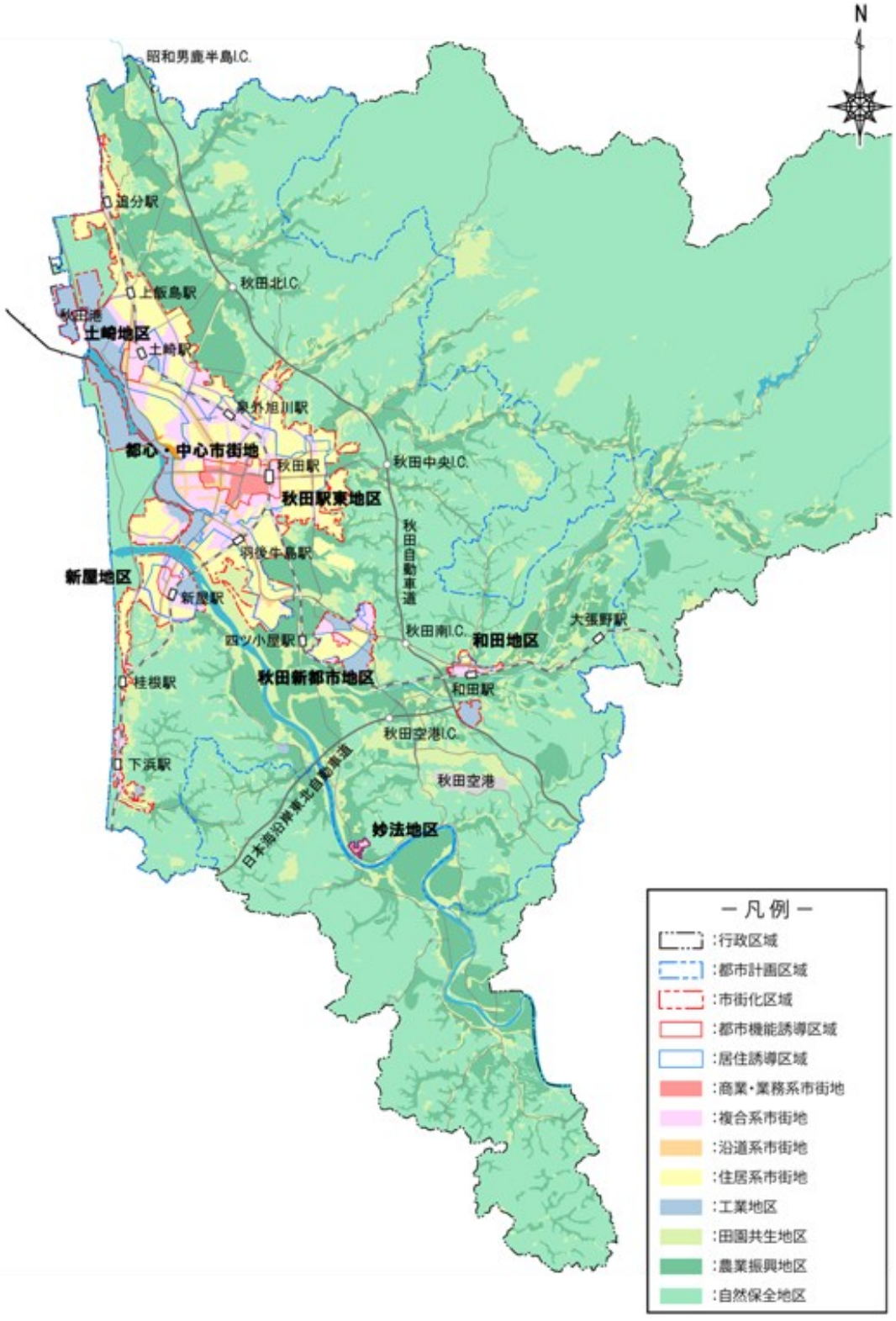


図９　土地利用の方針図

第２項　旧雄物川特定都市河川の概要

旧雄物川は、一級河川雄物川から分派し秋田港を経て日本海に注ぐ流路延長 9.3㎞ の一級河川である。かつての雄物川の本流で、放水路が完成し、分離した後も旭川等を合わせ都市の排水機能を担っている。

旭川は、太平山に源を発し、砥沢、仁別沢川を合流しながら南西に流れ、濁川付近から南に転じ、秋田市中心部を貫流し、太平川と合流した後に西流して旧雄物川に注ぐ流路延長 21.8㎞ の一級河川である。沿川には人口・資産及び商業施設が集中しており、加えて沿川の宅地化も進んでいる。このようなことから、旭川の氾濫は都市としての機能の停止を意味するため、早急な改善を含め、浸水被害等の防御・軽減をするための対策が急がれる。

太平川は、旭川の支川であり、太平山に源を発し、南流したのち野田で西に、柳田で南西に流れを変え、八田川や猿田川などと合流しながら最終的に茨島で旭川に注ぐ流路延長 26.3㎞ の一級河川である。住宅の密集する中心市街地を貫流しており、沿川には、人口・資産が集中している。また、ＪＲ奥羽本線（秋田新幹線）とＪＲ羽越本線が集結する交通の拠点であるほか、隣接する国道 13 号には大型ショッピングセンターが立ち並び産業の要所ともなっている。しかし、依然、洪水を安全に流下させるには河積が不足しているだけでなく、蛇行箇所も多く、河川の氾濫による、家屋浸水被害も発生しており、浸水被害等の防御・軽減をするための対策が急がれる。

猿田川は、太平川の支川であり、秋田市東部の上北手古野地区に源を発し、仁井田地区等の市街地を流れ、普通河川古川と合流した後、牛島で太平川に注ぐ流路延長 11.4㎞ の一級河川である。住宅の密集する中心市街地を貫流し、沿川には人口・資産が集中している。また、第一次緊急輸送道路である国道 13 号やＪＲ奥羽本線(秋田新幹線)・ＪＲ羽越本線などの重要なインフラ施設と交差するなど、重要度の高い河川となっている。しかし、数年に一度の頻度で沿川に溢水被害等が生じており、浸水被害等の防御･軽減をするための対策が急がれる。

草生津川は、天徳寺丘陵に源を発し、県道秋田北インター線に沿って水田地帯を南西に流下した後、将軍野向山で流路を南に変え、面影橋から西に曲流して旧雄物川に注ぐ流路延長 7.0㎞ の一級河川である。沿川には病院や学校など公共施設が多く、JR 橋梁上流の地域では急激な宅地化が進んでいる。しかし、依然として河積が狭小で頻繁に浸水被害が発生していることから、浸水被害等の防御・軽減をするための対策が急がれる。

新城川は、秋田市北部の俎山（標高 721.8m）に源を発し、上新城白山で小又川、上新城五十丁で湯ノ里川と合流して水田地帯を西に流下し、下新城笠岡付近から南西方向に流れを変え、随所で蛇行しながら、JR 奥羽本線、国道 7 号新城川橋下流で右支川島合川と合流した後、旧雄物川に注ぐ流路延長 19.1㎞ の一級河川である。沿川では近年、都市化の拡大に伴う宅地化が進み、洪水を安全に流す上でネックとなっていた国道及びＪＲ橋梁は改修済みであるが、河積が小さく蛇行しているため、小雨でも越水氾濫がしばしば発生しており、浸水被害等の防御・軽減をするための対策が急がれる。

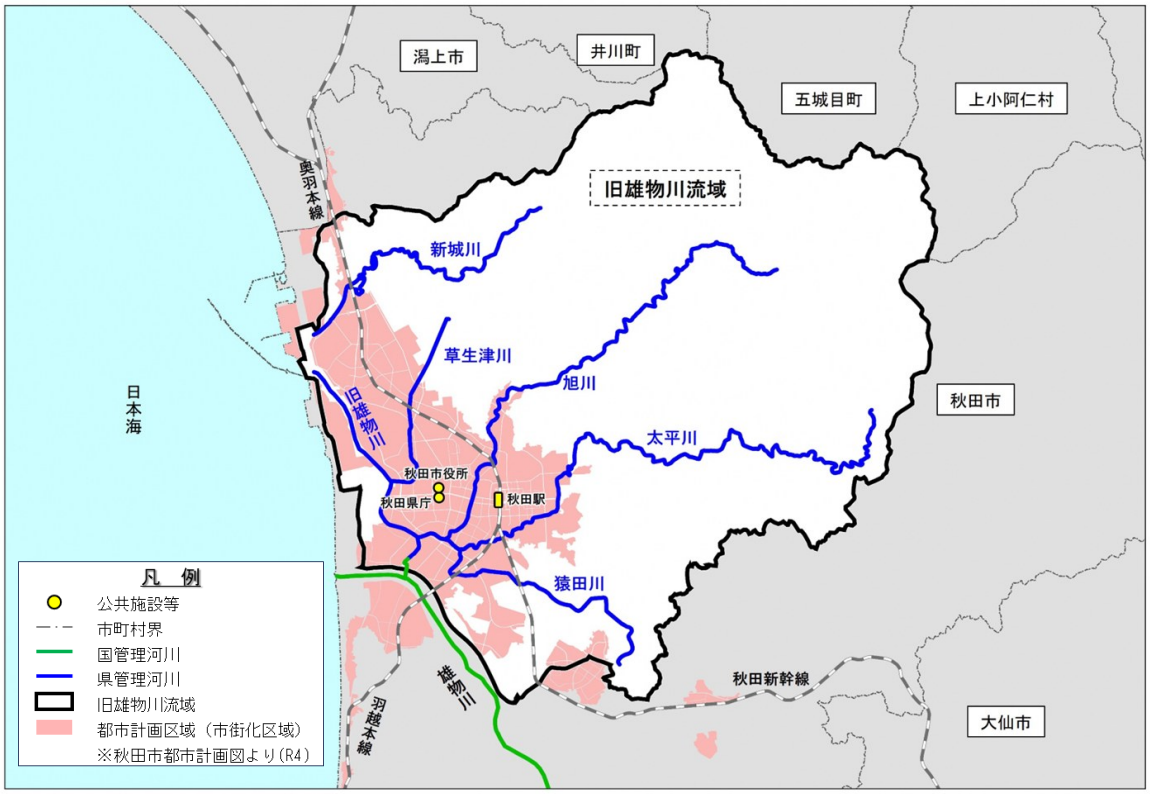


図 10　旧雄物川流域の概要図



図 11　旧雄物川流域の状況（航空写真）2023.6.20 撮影

第３項　旧雄物川特定都市下水道の概要

秋田市における公共下水道（雨水）は、都市下水路として昭和 29 年から古川都市下水路を初めとした 16 路線で建設された（現在は公共下水道として管理）ほか、公共下水道の雨水幹線などの整備にも力を注いできた。加えて、平成 4 年には八橋処理区の合流地区の雨水計画を見直し、確率年を 3 年から 10 年に引き上げるなど、都心部の浸水対策を強化した。

現在の雨水整備については、下水道事業計画に基づき進めており、計画確率年を 5 年または 10 年として、令和 8 年 3 月時点では、秋田市全体の雨水の事業計画区域面積 6,165.3ha のうち、整備面積は 3,798.8ha，整備率は 61.6%となっている。

なお、下水の排除方式は、合流式と汚水・雨水を別々に排除する分流式を採用している。

放流する主な公共下水道（雨水）は表 3 のとおりである。

表 2　雨水の事業計画区域における整備状況　　注）秋田市全体

市町村名	事業計画面積（ha）	整備済み面積（ha）	整備率
秋田市	6,165.3	3,798.8	61.6

令和 8 年 3 月時点

表 3　内水排除ポンプの整備状況

	市町村名	ポンプ場	ポンプ能力（m^3/min）	整備状況
1	秋田市	山王雨水排水ポンプ場	192.0	整備済
2	秋田市	明田雨水排水ポンプ場	228.0	整備済
3	秋田市	明田雨水排水ポンプ施設	16.0	整備済
4	秋田市	山崎雨水排水ポンプ施設	10.0	整備済
5	秋田市	広面雨水排水ポンプ施設	20.0	整備済
6	秋田市	楢山城南新町雨水ポンプ施設	4.0	整備済
7	秋田市	楢山古川新町雨水ポンプ施設	5.2	整備済
8	秋田市	楢山愛宕下(1)雨水ポンプ施設	6.0	整備済
9	秋田市	手形からみでん(1)雨水排水ポンプ施設	3.2	整備済
10	秋田市	手形からみでん(2)雨水排水ポンプ施設	3.2	整備済
11	秋田市	八橋田五郎雨水排水ポンプ施設	4.0	整備済
12	秋田市	金足追分雨水排水ポンプ施設	1.8	整備済
13	秋田市	牛島東一丁目雨水ポンプ	8.0	整備済
14	秋田市	新屋寿町雨水排水ポンプ施設	2.4	整備済
15	秋田市	仁井田潟中町雨水排水ポンプ施設	12.0	整備済
16	秋田市	広面谷内佐渡雨水排水ポンプ施設	36.0	整備中
17	秋田市	古川雨水排水ポンプ場	660.0	整備中
18	秋田市	八橋田五郎雨水排水ポンプ場	60.0	整備中

※雨水ポンプのうち、伏越形状の管内雨水排除用は除く。　　令和 8 年 5 月時点

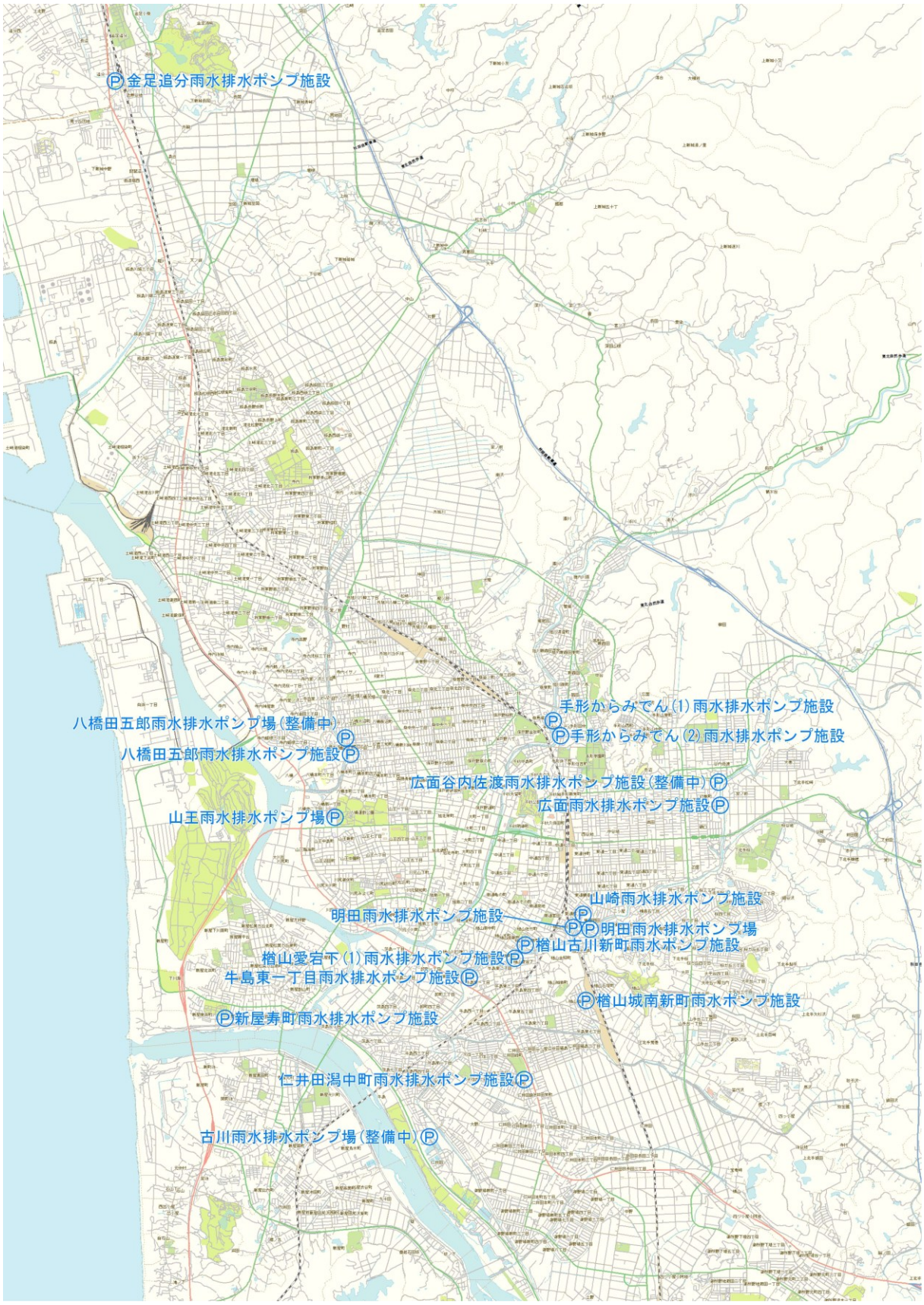


図 12　下水道施設（内水排除ポンプ）配置図

第２節　旧雄物川流域における過去の浸水被害の状況

旧雄物川流域は、県都秋田市を中心とした県内で最も人口・資産が集中する地域であり、河川の大部分は秋田市の中心市街地を流れており、洪水氾濫が発生した場合には、社会・経済及び交通・通信網に甚大な被害をもたらしてきた。

これまで、たびたび洪水による被害が発生しており、昭和 62 年 8 月洪水による被害では、旭川で 37 棟、太平川で 111 棟、新城川で 442 棟の家屋浸水被害が見られ、また、平成 14 年 8 月洪水では、旭川で 25 棟、太平川で 110 棟、草生津川で 33 棟、新城川で 23 棟の家屋浸水被害が見られたほか、太平川沿川に、一時避難勧告が出されるなど地域住民に大きな不安を与えた。

その後も、平成 19 年 9 月洪水や平成 30 年 5 月洪水など、たびたび浸水被害が発生しており、特に令和5年7月 14 日からの大雨では秋田市を中心に記録的な大雨となり、旭川で2,337 棟、太平川で 2,765 棟、猿田川で 1,468 棟、草生津川で 48 棟、新城川で 186 棟の甚大な家屋浸水被害が発生している。

表 4　旧雄物川流域における主な洪水被害

年度	水害発生年月日	異常気象名	河川名	水害面積(ha)			建物被害(棟)			
				農地	宅地 その他	計	住家			
							全壊	半壊 床上浸水	床下浸水	計
S30	6.25	豪雨災害	秋田市	公表資料なし			1	1,139	1,355	2,495
S39	8.15	豪雨災害	草生津川	152.0	344.0	496.0		245	905	1,150
S62	8.16～8.18	豪雨と落雷	旭川	102.0	2.1	104.1		10	27	37
			太平川	157.0	4.4	161.4		22	89	111
			新城川	474.0	16.0	490.0		52	390	442
H14	8.7～8.12	豪雨災害	旭川	0.0	0.7	0.7		6	19	25
			太平川	95.0	1.1	96.1		53	57	110
			草生津川	40.0	0.2	40.2		0	33	33
			新城川	120.5	0.2	120.7		1	22	23
H19	9.15～9.20	豪雨災害	旭川	0.0	0.0	0.0		0	1	1
			太平川	12.0	0.3	12.3		4	19	23
			草生津川	205.0	0.0	205.0		0	0	0
			新城川	130.7	1.1	131.8		26	134	160
H30	5.17～5.20	豪雨災害	旭川	0.0	0.1	0.1		1	0	1
			太平川	52.6	16.0	68.6		21	26	47
			猿田川	0.0	14.8	14.8		33	134	167
			草生津川	180.2	0.0	180.2		0	0	0
			新城川	231.2	13.6	244.8		53	56	109
R5	7.11～7.20	豪雨災害	旭川	23.3	256.1	279.4	2	1,627	708	2,337
			太平川	296.0	400.0	696.0	1	1,451	1,313	2,765
			猿田川	88.6	206.9	295.5	0	702	766	1,468
			草生津川	134.3	3.4	137.7	1	11	36	48
			新城川	151.9	23.3	175.2	0	120	66	186

出典：水害統計



太平川増水に伴う谷内佐渡地区道路冠水

写真 1　昭和 62 年 8 月洪水の被害状況



旭川

写真 2　平成 14 年 8 月洪水の被害状況



新城川

写真 3　平成 19 年 9 月洪水の被害状況



新城川

写真 4　平成 30 年 5 月洪水の被害状況



県道秋田昭和線（城東十字路付近）　内水氾濫の状況



秋田市道（明田地下道）　浸水状況



古川排水樋門　国・市の排水ポンプ車による排水作業

写真 5　令和 5 年 7 月 14 日からの大雨の被害状況



旭川



新城川



太平川



旧雄物川



草生津川



猿田川

写真 6　令和 5 年 7 月 14 日からの大雨時の特定都市河川の状況

第３節　これまでの主な浸水被害対策

(1) 河川改修等による浸水対策

旭川では、旧雄物川合流点から添川橋までの区間において、昭和 35 年度から広域河川改修事業による整備を推進してきた。さらに、昭和 47 年には旭川ダム（治水ダム）が竣工するなど、これまで総合的な治水対策を実施しており、現在も濁川橋上流等において河川改修を行っているところである。また、上流の旭川ダムは、発電等の利水目的を持たない治水専用ダムであり、平常時から常時最低水位（事前放流実施時と同等の水位）で運用することで、流域の治水安全度の向上に努めている。

太平川では、旭川合流部から桜大橋までの区間において、昭和 35 年度より中小河川改修事業及び広域河川改修事業による整備を進めてきた。そのような中、令和５年７月に大規模な洪水氾濫が発生したことから、現在は、河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）により集中的な改修を行っている。

猿田川では、これまで河川改修事業による計画的な河川改修は実施されていないが、河川災害関連事業等による局部的な河道整備等は行われてきた。

草生津川では、昭和 40 年から 55 年にかけて行われた小規模河川改修事業により、旧雄物川合流部から八橋イサノ橋までの区間の整備が行われた。また、イサノ橋の上流は昭和 56 年より広域河川改修事業で整備が進められ、現在は、新外旭川橋の上流において河川改修を行っている。

新城川では、昭和 42 年から平成 2 年にかけ、旧雄物川合流部から島合川合流部までの区間において、中小河川改修事業による河川整備が行われた。また、島合川合流部から上流は、平成３年より広域河川改修事業により整備が進められており、そのうち国道７号新城川橋及びＪＲ橋付近の一連区間については鉄道橋・道路橋緊急対策事業により整備が完了している。現在は、その上流にあたる堰根・岩城地区において、大規模特定河川事業により、整備を行っている。

(2) 公共下水道による浸水対策

公共下水道による浸水対策は、都市下水路として昭和 29 年から古川都市下水路を初め 16 路線で実施された（現在は公共下水道として管理）ほか、公共下水道の雨水幹線などの整備にも力を注いできた。排水区域や過去の気象データに基づき１時間あたりに排除できる計画降雨量を定め、事業開始当初は３年確率の降雨（35㎜/h）に対応する管路を整備していたが、八橋処理区の合流地区については、都市化の進展により雨水が地下浸透できず短時間で管路へ流入するようになったため、浸水被害の解消、軽減を目指し、降雨確率を 10 年確率の降雨（51㎜/h）に変更し、雨水幹線などの整備を進めてきた。

同様に、八橋処理区以外の地域では、5 年確率の降雨（43㎜/h）で雨水管などの整備を進めてきた。

雨水排水ポンプ場は現在2箇所が稼働しており、最も古いものは平成元年8月に稼働した明田雨水排水ポンプ場で、山王雨水排水ポンプ場は平成4年5月から稼働している。

第４節　旧雄物川特定都市河川流域における現状の課題

旧雄物川流域は、市街化が進展し、人口・資産が集積している地区を含むほか、都市化の進展による保水機能の低下及び低平地に広がる多くの河川の合流などの影響もあり、内水による浸水被害が発生している。さらに、近年では、降水量が増加傾向にあり、気候変動の影響による更なる降水量の増加も懸念される。

【河川の課題】

- 旭川や太平川、新城川や草生津川は、過去の洪水被害を受けて河川整備を進めてきたが、まだ整備途上である。
- 旧雄物川流域の下流部は市街地部であり、沿川には人家等が連坦していることから、現河道をさらに拡幅することは困難である。
- 太平川や新城川の上流部においても、浸水被害が発生していることから、人家への浸水被害拡大防止等を図る必要がある。また、上流域で洪水が発生すると氾濫流は、上流では河道と堤内地とを一体として流下し、下流においては市街地部で拡散するおそれがある地形特性である。

【内水域の課題】

- 現状、市街化の進展等により、内水氾濫が生じている。
- 公共下水道事業（雨水）などにより浸水対策を行ってきたものの、排水能力が不足する箇所があることから、今後も整備を推進する必要がある。
- 洪水時には河川水位が上昇し、内水域からの十分な雨水排除が困難な状況や排水先の河川の容量が不足する状況となる可能性があるため、排水先の河川の整備状況を勘案した下水道計画を検討していく必要がある。

【流域の課題】

- 旧雄物川流域では、下流域に人口・資産が集中しており、立地適正化計画の都市機能誘導区域、居住誘導区域にも指定されている。また、市街地部は、土地利用面で制約（水害リスクの低い土地への移転や対策の早期実施は困難）を抱えていることから、浸水被害を軽減するためにはハード・ソフト対策を総合的に進める必要がある。
- 都市化が進む中、流域における雨水の貯留機能を確保するため、貯留施設等の設置や土地が元来有している貯留機能の保全などを図る必要がある。
- 令和5年7月14日からの大雨では、情報伝達や避難所機能の遅れ、河川・排水施設の能力不足、罹災証明発行の長期化等が主な課題となっている。なお、県総務部総合防災課により、課題の分析や必要な対応等は「令和５年大雨災害の検証と今後の対応」（秋田県HP掲載）としてまとめられ、秋田市を含め関係機関と共有されている。

第２章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第１節　基本的な考え方

本計画は、令和 5 年 7 月 14 日からの大雨と同規模の降雨による浸水被害を大幅に軽減することを目標とする。

旧雄物川特定都市河川流域では、水害リスクの高い社会的、地形的要件に加え、浸水被害が生じている氾濫原において都市化が進んでいること、さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備や下水道整備を加速する。また、流域対策についても雨水貯留施設の整備やポンプ場の整備に加え、水田貯留、土地利用規制の活用などにより、浸水被害対策のさらなる深化を図るものとする。

具体的には、令和 5 年 7 月 14 日からの大雨を「都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）」として定め、河川整備により、改修区間において河川からの溢水・越水を防止する。

下水道整備に加え、流域全体については、雨水貯留施設やポンプ場の整備、その他の流域対策の一層の推進により、内水氾濫による浸水被害を軽減する。

また、ハード整備後も浸水が想定される区域（局地的な低い土地の浸水等も含む）においては、ハザードマップや都市浸水想定等により水害リスクを把握し、「立地適正化計画」や「雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト」等の各種計画を踏まえ、土地利用における工夫（土地利用に関する区域指定等）や貯める対策の推進（田んぼダムの取組の推進やため池の活用等）、避難支援等のソフト対策の実施により、流域内住民等の安全の確保を図ると共に、旧雄物川流域水害対策協議会を通して、情報共有や取組の推進を行うものとする。

さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクに対して、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む。

なお、整備等にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、グリーンインフラの考えを踏まえ自然環境・社会環境(歴史・文化)が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていくものとする。

これらの基本的な考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策の 3 つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる。

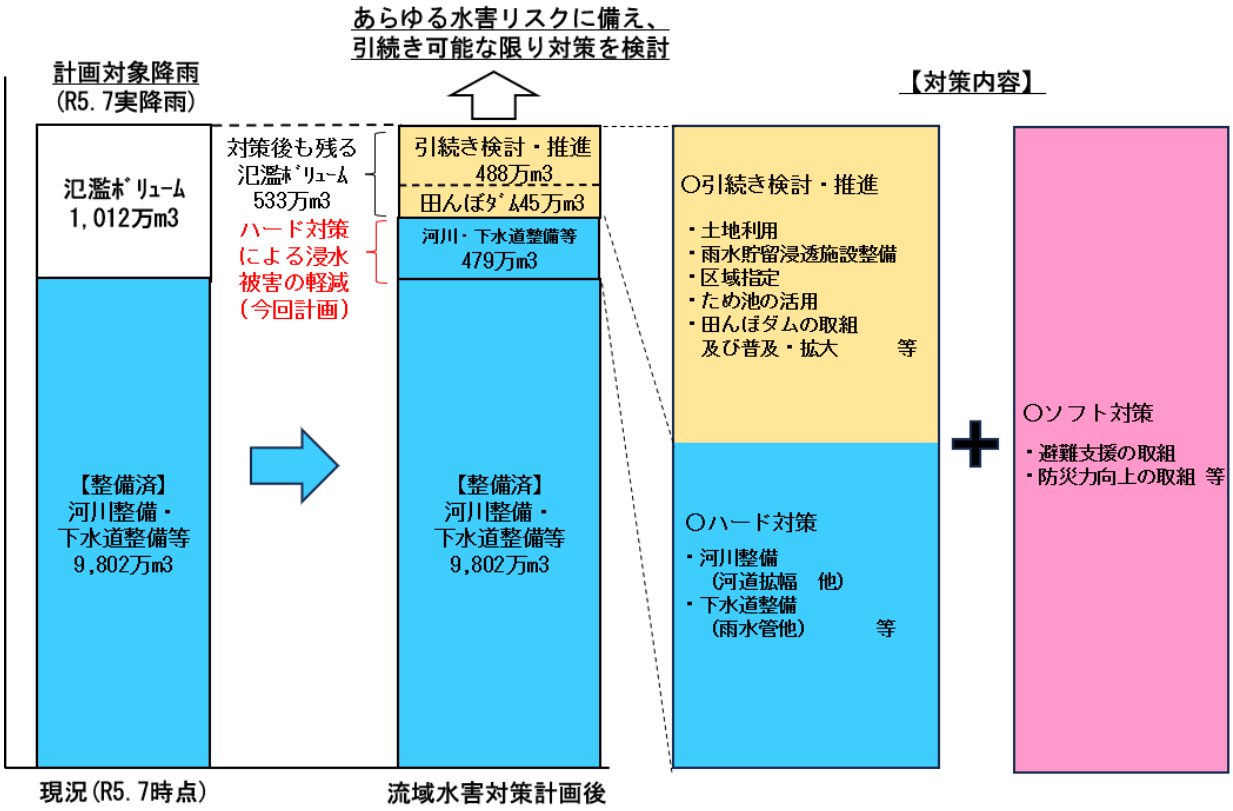


図 13　基本的な考え方（氾濫ボリュームの分担計画）

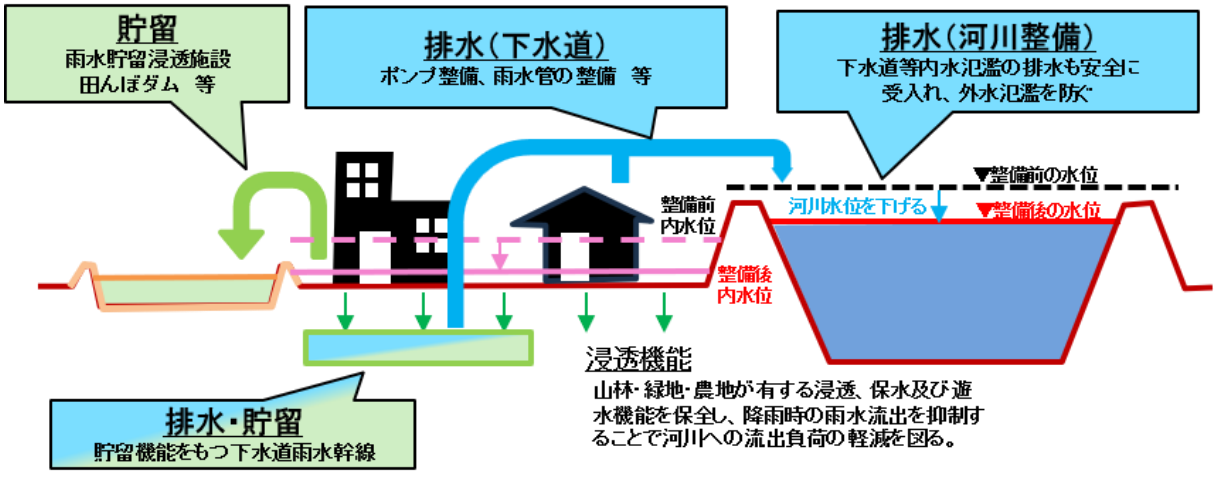


図 14　特定都市河川流域における対策イメージ

注 1　田んぼダムの取組は効果検証段階であり、県の方針や解析手法等がまだ定まっていないため、仮定条件を設定し解析

注 2　図 14 は、下水道施設が整備されている下流の秋田市中心部を本計画の代表イメージとして示したもので、河川整備により外水氾濫を防止し、加えて各種対策の実施により、河川水位や内水位を低下させて浸水被害を軽減する目標を表現しています。そのため、場所によっては地形やインフラの整備状況等の影響により、対策イメージと異なる場合もあります。



図 15 流域治水概念図

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策（ハザードへの対策）

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策などを充実させ、自然環境・社会環境(歴史・文化)が有する多様な機能も活かしながら効果的に組み合わせて実施するものとし、主な対策は以下のとおりである。

・河川改修（河道掘削等）
・内水対策（雨水貯留施設及びポンプ場の整備）
・雨水貯留浸透施設等の整備
・水田貯留（田んぼダム）の取組
・森林整備、治山対策　等

②被害対象を減少させるための対策

防災まちづくり等を考慮し、水害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫や建築物の構造の工夫等の浸水軽減対策を必要に応じて講じるものとし、主な対策は以下のとおりである。

・貯留機能保全区域の指定
・浸水被害防止区域の指定
・立地適正化計画（防災指針）の活用による適切な居住誘導　等

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（脆弱性への対応）

流域全体で「避難体制の強化」、「経済被害の軽減」、「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。

以下の取組を推進するため、水害リスク情報を充実させる。

・内水浸水想定区域図・内水ハザードマップの作成及び防災教育の実施、防災ツール（耳で聴くハザードマップ、秋田県公式 LINE 等）の活用促進など、住民の水害リスクに対する理解促進・実効性確保

・自主防災組織のリーダー等を対象とした防災教育や気象台と連携した気象防災ワークショップの開催、防災対応訓練の実施等による地域防災力の向上

・内水氾濫による浸水被害の早期解消のための可搬式ポンプの効果的な運用

・災害時活動拠点施設の整備　等



図 16　耳で聴くハザードマップ

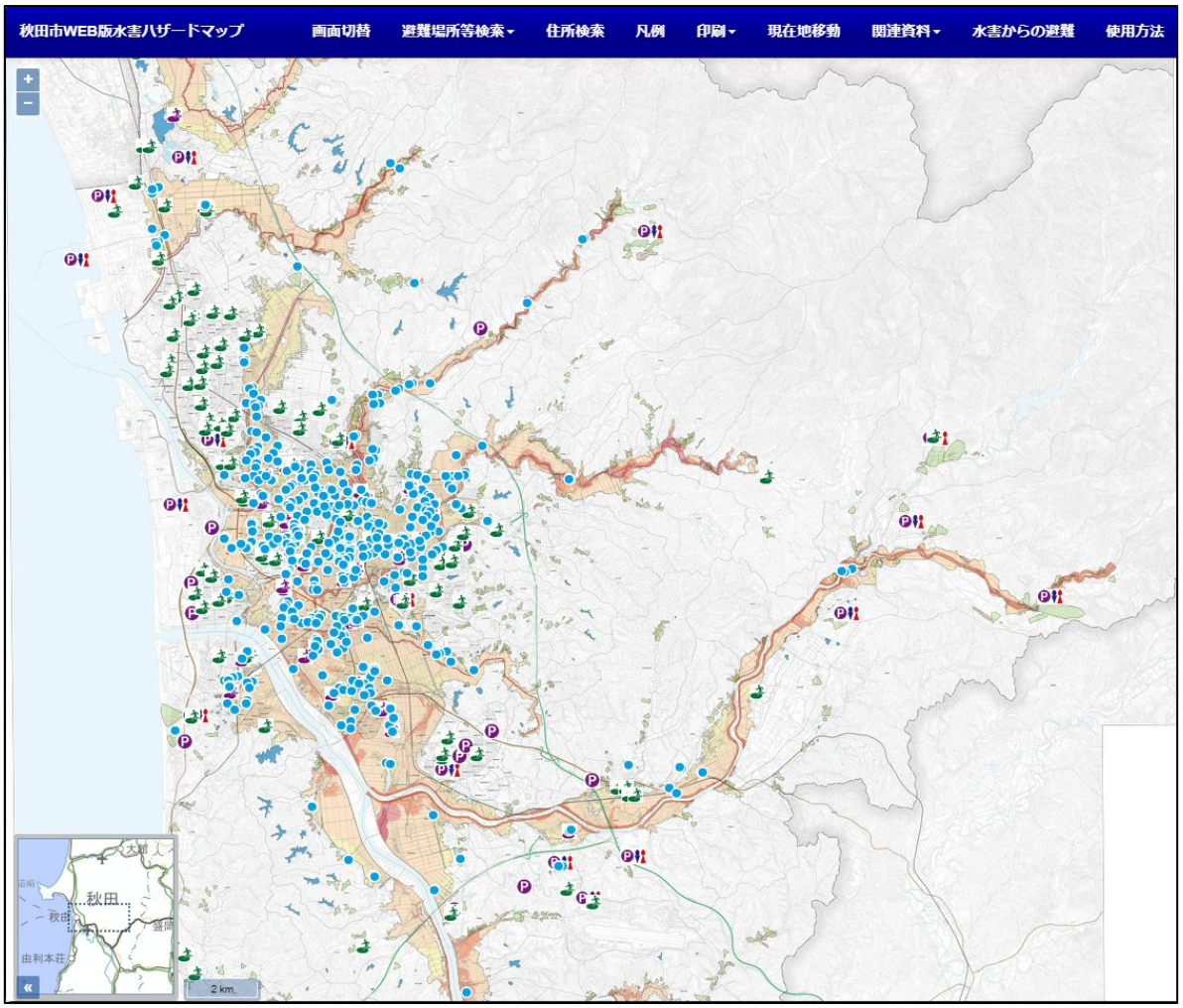


図 17　秋田市ＷＥＢ版水害ハザードマップ（秋田市 HP より）



写真 7　秋田県と県内市町村による自主防災組織育成指導者研修会の取組

第２節　計画期間

計画期間は、河川整備計画（県）、下水道計画(秋田市)、都市計画(秋田市)の計画期間を考慮したうえで、令和８年度から概ね 30 年間と設定する。

令和 5 年 7 月 14 日からの大雨を受け、見直しを行った「秋田圏域河川整備計画」では、計画期間を概ね 30 年間としている。

また、下水道計画は、「秋田市上下水道事業基本計画」が令和 7 年 3 月付けで基本計画変更が行われており、計画期間を概ね 5 年間としている。

さらに、都市計画としては、「第 7 次秋田市総合都市計画」は、目標年次を概ね 20 年後としている。

以上より、治水対策の基本となる河川整備計画の計画期間に合わせ、計画対象降雨（令和 5 年 7 月 14 日からの大雨）に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、概ね 30 年間を設定する。

なお、これまでの災害発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、まちづくり等の社会経済の変化等にあわせ、必要な見直しを行うものとする。

表 5　旧雄物川流域水害対策計画の計画期間等

分野	計画対象	策定主体	策定年月	計画期間等
河川	秋田圏域河川整備計画	秋田県	令和８年〇月 ※変更計画策定中	概ね 30 年間
	雄物川水系流域治水プロジェクト 2.0	国交省 秋田県 市町村	令和 6 年 3 月	概ね 30 年間
	雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト	国交省 秋田県 秋田市	令和 5 年 11 月	概ね 10 年間
下水道	秋田市上下水道事業基本計画	秋田市	令和 7 年 3 月	概ね 5 年間
	秋田市公共下水道全体計画	秋田市	令和 7 年 3 月	20 年間
都市計画	第 7 次秋田市総合都市計画	秋田市	令和 3 年 6 月	概ね 20 年後
	秋田市立地適正化計画	秋田市	平成 30 年 3 月	概ね 20 年後

第３節　計画対象区域

計画対象区域は、旧雄物川特定都市河川流域全体とし、河川対象区間は、特定都市河川指定区間である旧雄物川、旭川、太平川、猿田川、草生津川、新城川の県管理区間下流端から上流端までとする。

表 6　河川対象区間

河川	上流端	下流端
旧雄物川	左岸：秋田市新屋字新屋船場町 37 番 7 地先 右岸：秋田市茨島三丁目 19 番地先	日本海
旭川	左岸：秋田市仁別務沢国有林８林班ち小班地先 右岸：秋田市仁別務沢国有林８林班ち小班地先	旧雄物川への合流点
太平川	左岸：ムツシ沢の合流点 右岸：ムツシ沢の合流点	旭川への合流点
猿田川	左岸：秋田市上北手古野字脇ノ田 234 番地先 右岸：秋田市上北手古野字大繋沢 100 番２地先	太平川への合流点
草生津川	左岸：秋田市下新城岩城字糠塚 319 番２地先 右岸：秋田市下新城岩城字糠塚 320 番地先	旧雄物川への合流点
新城川	左岸：秋田市上新城小又字脇野田 99 番地先 右岸：秋田市上新城白山字白山 39 番地先	旧雄物川への合流点

※特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第３条第４項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定（令和 6 年 11 月 8 日　秋田県告示第 507 号）

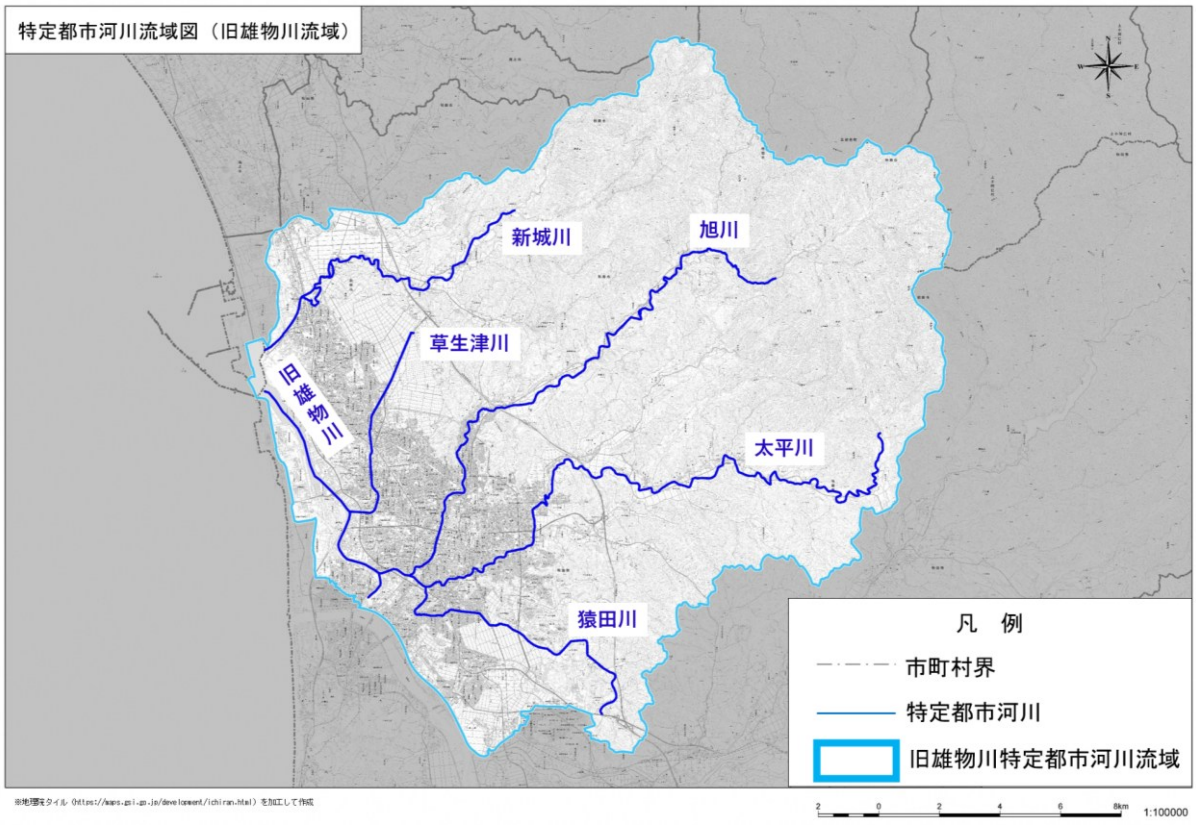


図 18　特定都市河川流域

第４節　特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

令和５年７月 14 日からの大雨では、県内の複数地点で 24 時間降水量が観測史上１位の値を更新したほか、平年の７月の月降水量を大きく上回る記録的な大雨となり、県が管理する６水系 16 河川で氾濫が発生した。

旧雄物川流域では、令和５年７月 14 日からの大雨により 6,000 棟を超える浸水被害が発生したことを受け、再度災害防止の観点から国や秋田市などの関係機関協働のもと「雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト」を策定し、河川からの溢水・越水を防止するため、河川整備計画に基づく河道拡幅や河道掘削等の抜本的な河川改修を加速化することとしている。

また、河川からの溢水・越水を防止しても、依然として内水氾濫のリスクが残るため、内水氾濫による浸水被害の軽減を図る必要がある。

さらに、近年、全国各地で地球温暖化に伴う気候変動の影響により、施設能力を上回る洪水が発生しており、大規模な豪雨災害が頻発している状況である。

これらを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）を令和５年７月 14 日からの大雨(24 時間雨量 249㎜)と定め、河川整備のほか、公共下水道整備、雨水貯留施設の整備、排水ポンプ増設等や流域における貯留機能の保全、また防災教育・広報等のソフト対策等を一体的に進めることにより、流域内住民等の安全の確保を含め、浸水被害の大幅な軽減を図る。

表 7　都市浸水の対象降雨

降雨規模	降雨量	備考
令和５年７月 14 日からの大雨	249㎜/24h	旧雄物川流域平均雨量

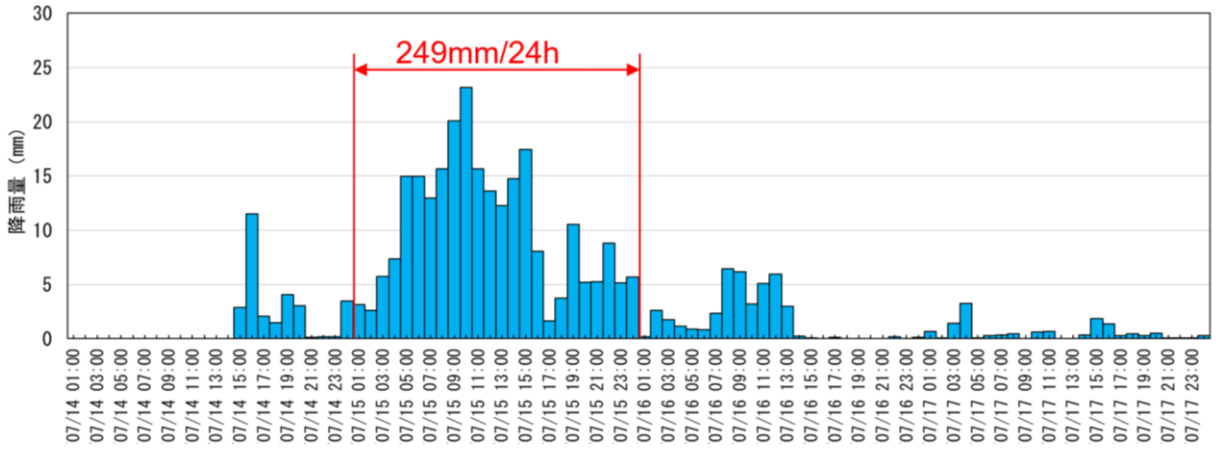


図 19　計画降雨波形（旧雄物川流域平均雨量）

第３章 都市浸水想定

都市浸水想定として、計画対象降雨（令和５年７月 14 日からの大雨）が生じた場合に、洪水（外水氾濫）、又は雨水出水（内水氾濫）による浸水が想定される区域、及び浸水した場合に想定される水深や範囲を示す。

水災害対策プロジェクトや下水道事業計画の取組等により、令和５年７月 14 日からの大雨ベースで床上浸水戸数を 2,561 戸から 155 戸に防止する（▲94%）ことが可能となる。

また、浸水が残るエリアについても、浸水継続時間の観点から確認した結果、本計画の実施により、浸水継続時間が短縮し、概ね 12 時間以内で秋田市中心部の浸水は解消される見込みとなるなど、浸水リスクの軽減が図られていることが確認できる。

ただし、依然として河川や公共下水道（雨水）のハード整備後も浸水リスクが残存しており、そうした区域については、流域水害対策計画に定められた浸水被害対策の基本方針に従い、土地が元来有する雨水の貯留機能の保全（貯留機能保全区域等の指定）や避難支援の充実（各種ソフト対策）等により、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じるものとする。

表 8　都市浸水想定における浸水家屋数、浸水面積と計算条件

		都市浸水想定	ハード整備実施後の都市浸水想定（参考）	
		(R5.7 洪水再現)	水災害対策プロジェクト後	流域水害対策計画後
浸水戸数※3（戸）	床上	2,561※1	389※2（▲85%）	155※2（▲94%）
	床下	2,547※1	700※2（▲73%）	501※2（▲80%）
	合計	5,108※1	1,089※2（▲79%）	656※2（▲87%）
浸水面積（ha）※3		2,370	1,590　（▲33%）	1,280　（▲46%）
うち可住地※4		860	410　（▲53%）	320　（▲63%）

※1 都市浸水想定の解析には、秋田市提供の被害認定調査時のデータ（災害類型、座標）に基づく実績値を用いた。
座標の取得ができない等の要因で除外したデータがあるため、実際の浸水戸数とは異なる。

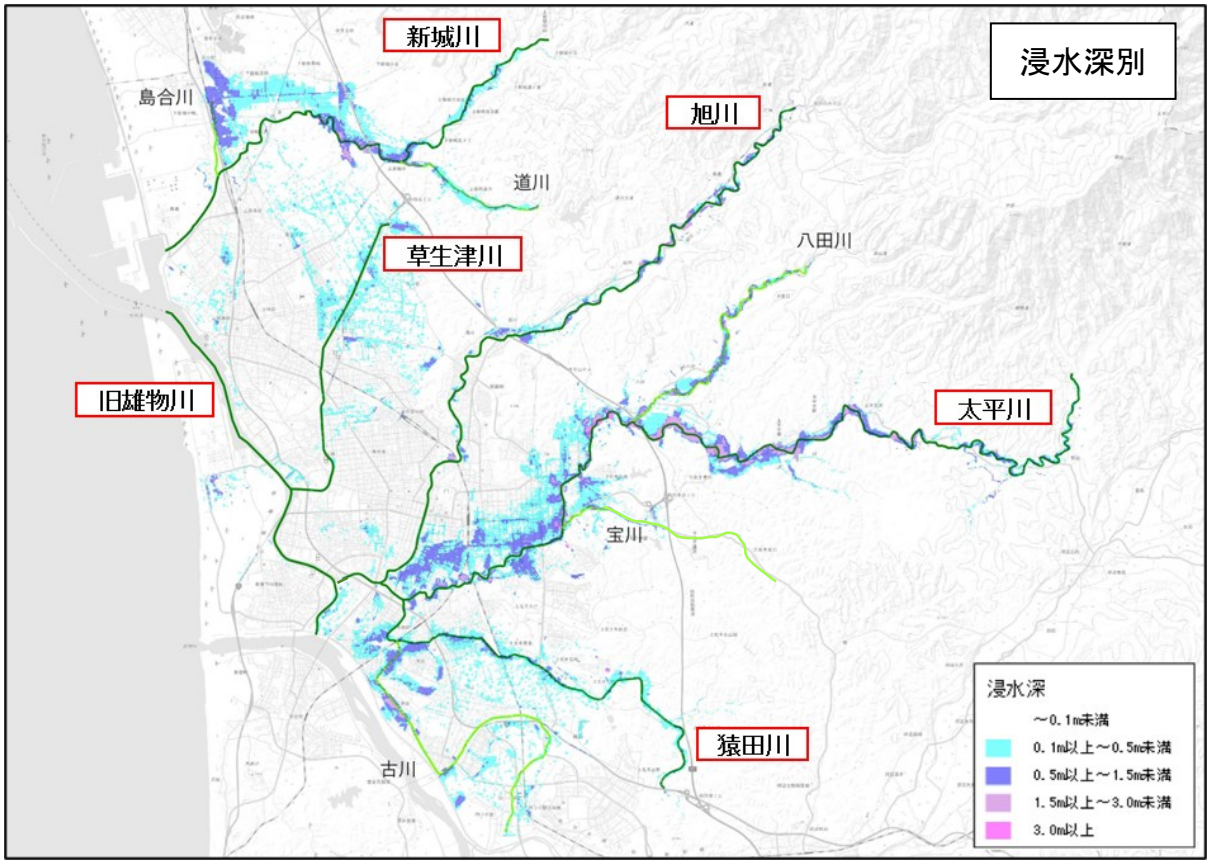
※2 ハード整備後の浸水戸数は、上記※1 地点(座標)における浸水深(解析結果）により、浸水の判定を行って算出している。

※3 浸水面積は浸水深 10cm 以上、浸水戸数は床下浸水が浸水深 20cm 以上、床上浸水が浸水深 50cm 以上を集計の対象とする。

※4 数値地図の建物データ（非住家を含む）に基づき、建物がある範囲に限定して集計したもの。

※5 水災害対策プロジェクト後は、雄物川下流圏域水災害対策プロジェクトに位置づけた対策を実施した場合を想定。
流域水害対策計画完成後は、それに加え本計画で定めたハード対策（河川整備、下水道整備、田んぼダム）を実施した場合を想定し、解析を実施。

※6 都市浸水想定における現況河道は、R5.7 洪水時点の整備状況を反映し、解析を実施。



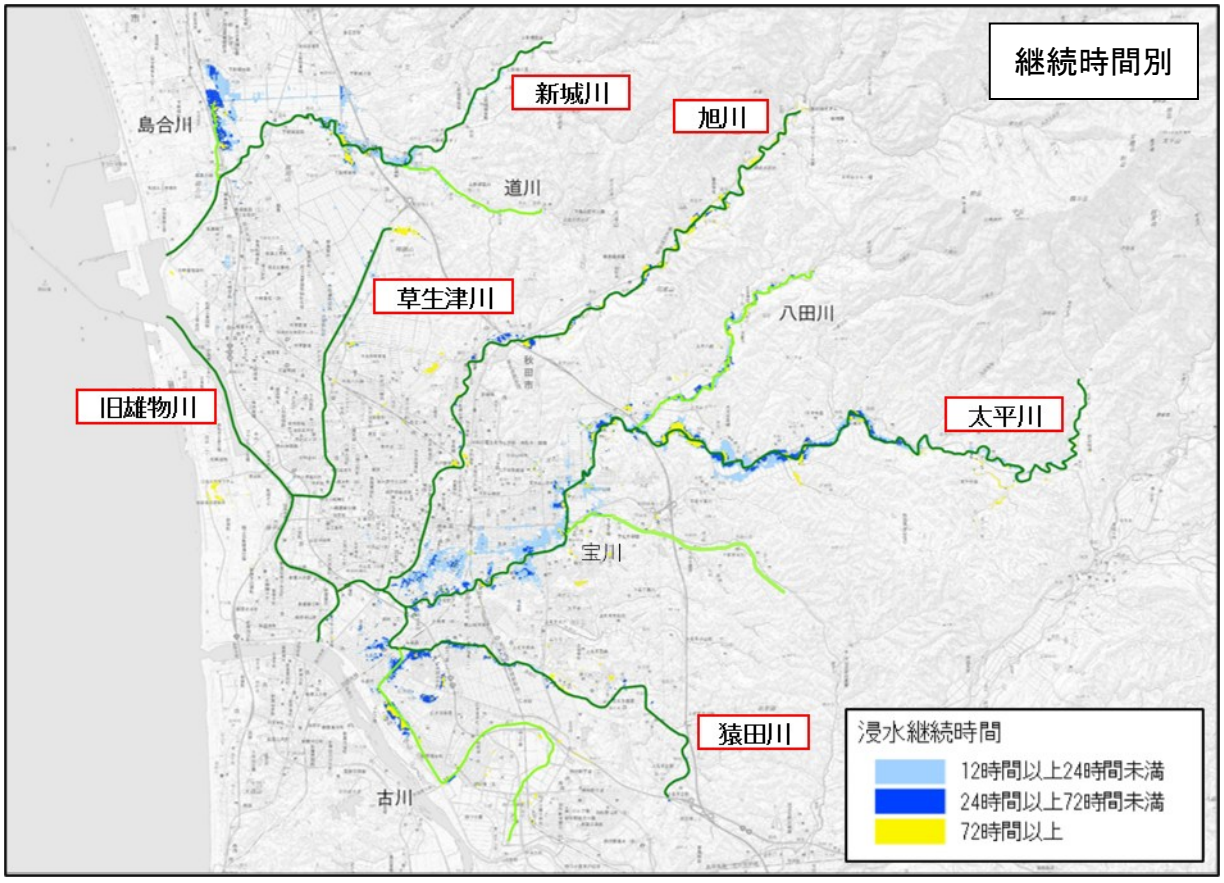
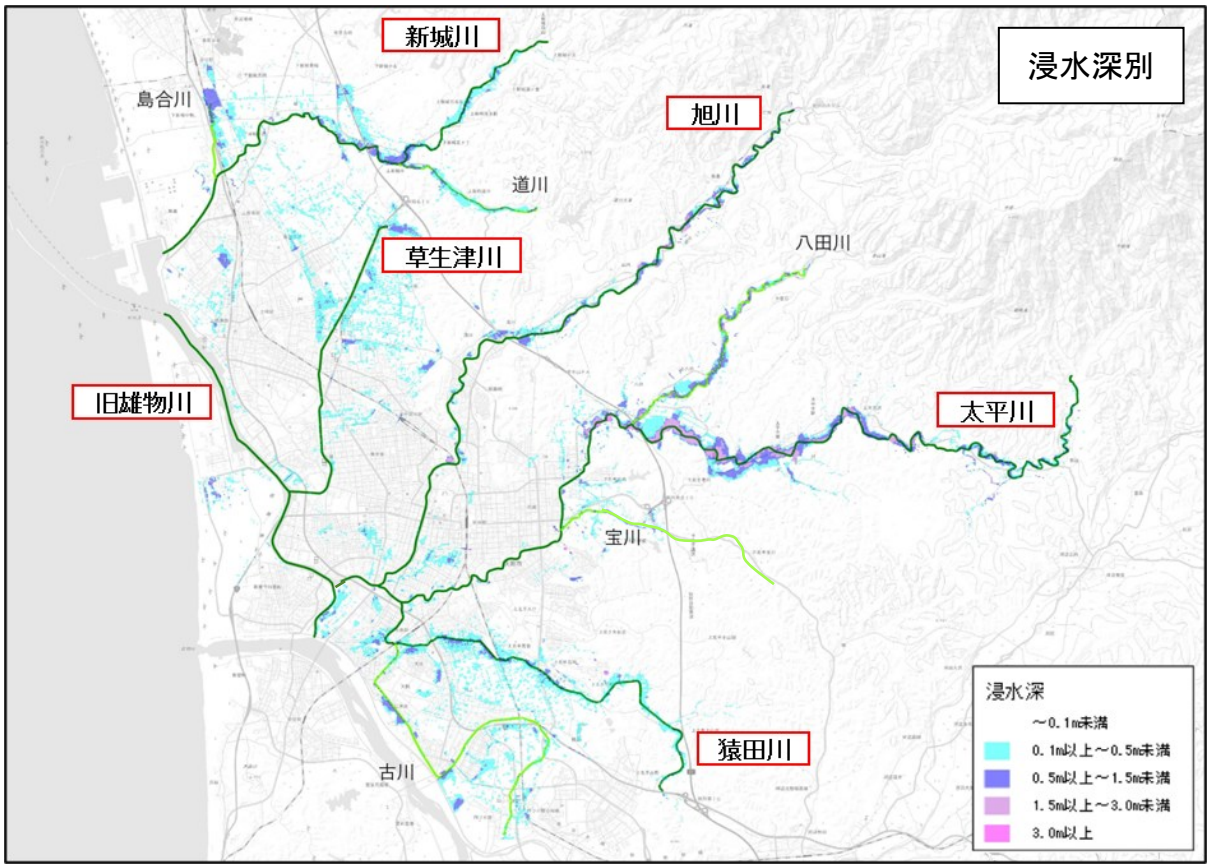


図 20　都市浸水想定（令和 5 年 7 月 14 日からの大雨時の洪水再現）



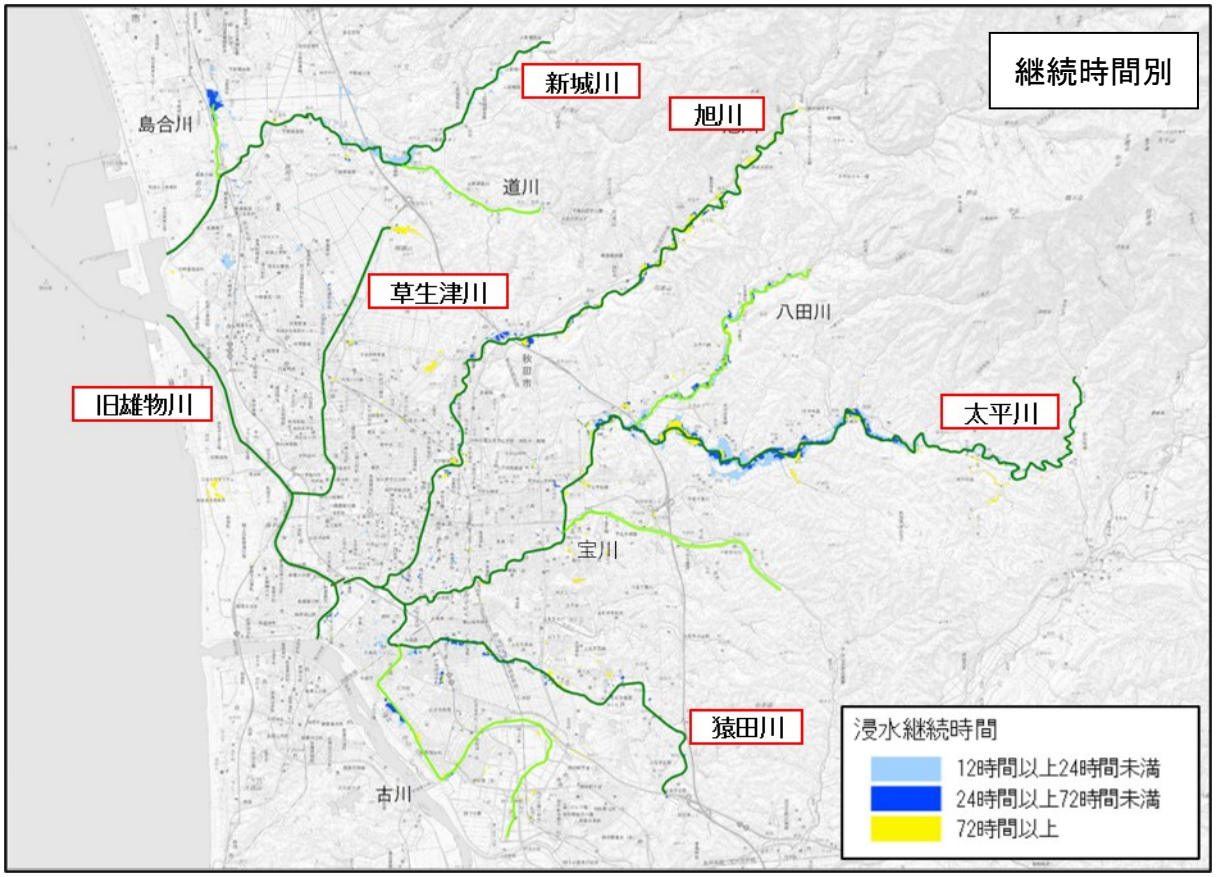
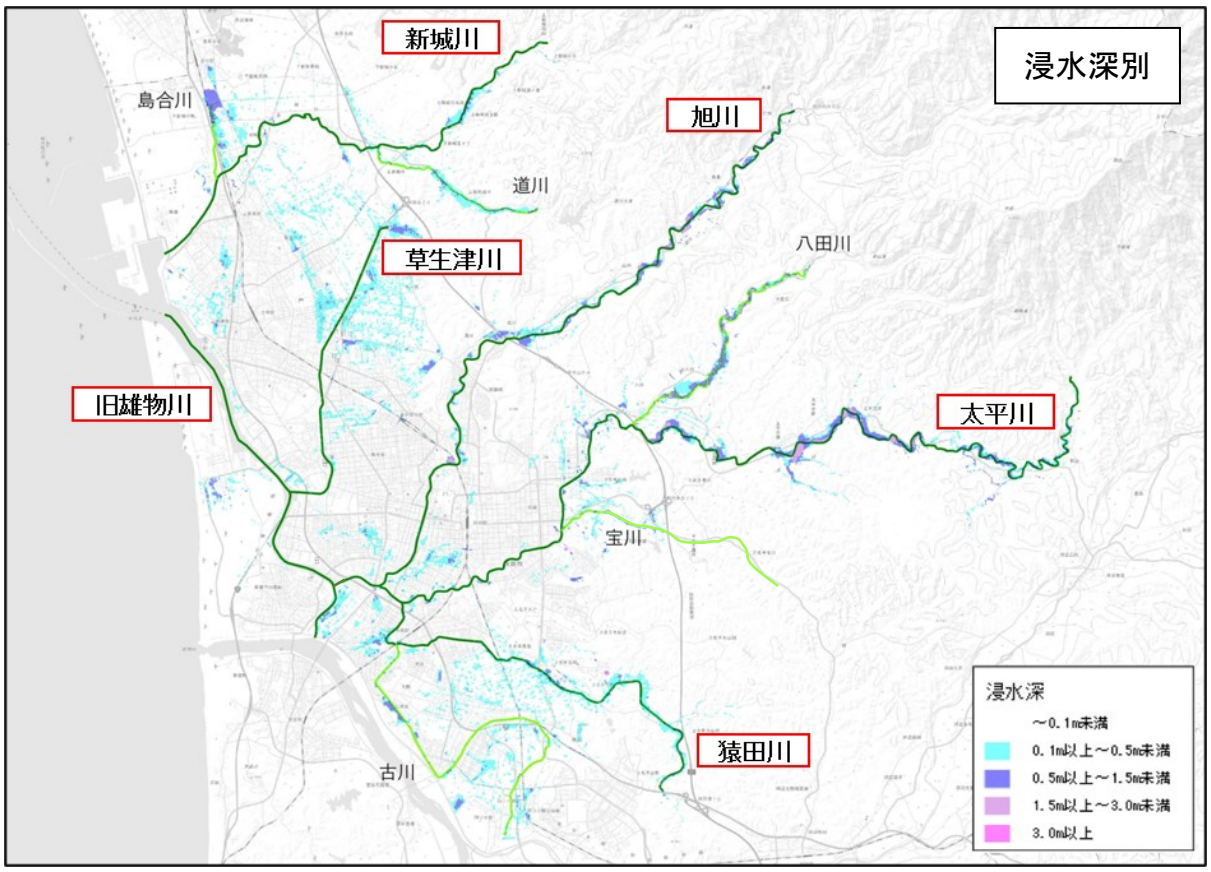


図 21　ハード整備実施後の都市浸水想定（水災害対策プロジェクトに基づく対策完了後）



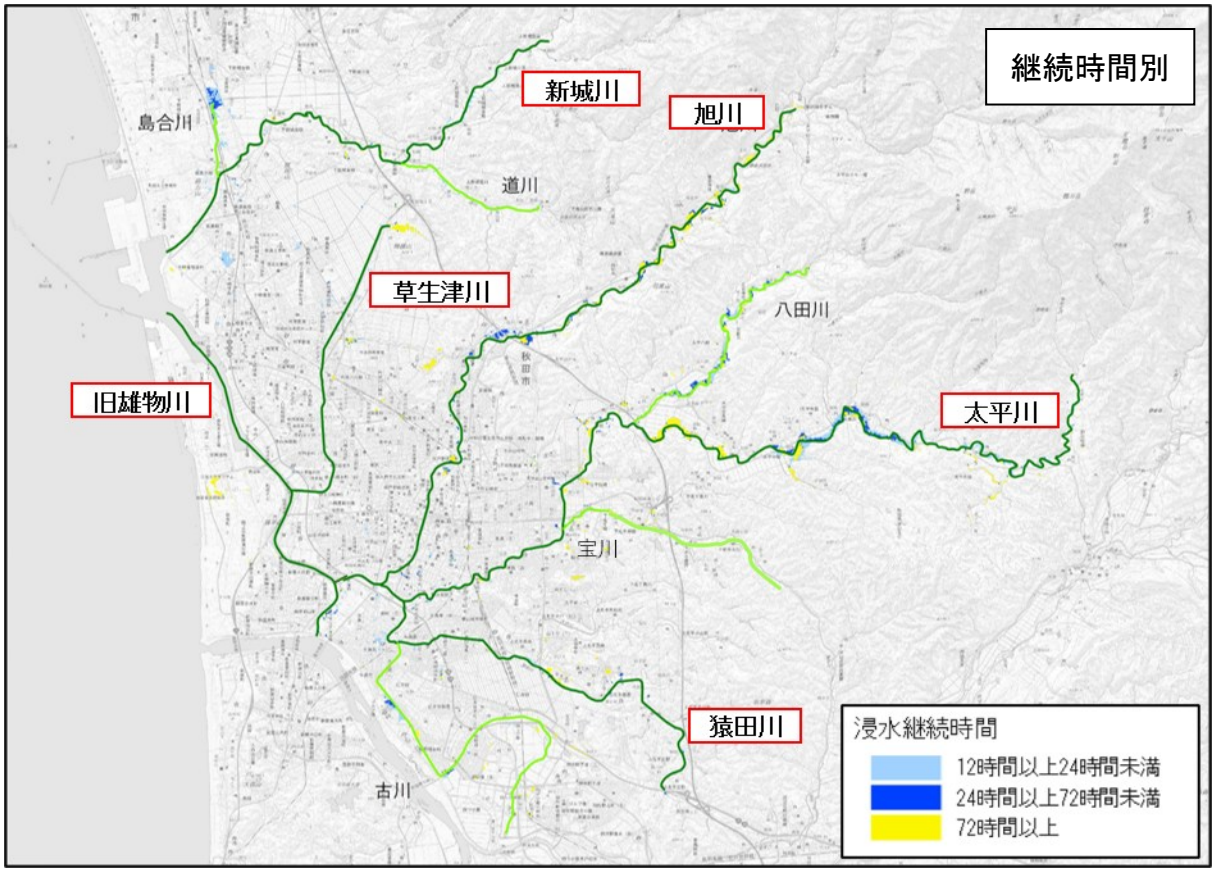


図 22　ハード整備実施後の都市浸水想定（流域水害対策計画に基づく対策完了後）

第４章 特定都市河川の整備に関する事項

流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）に定めた令和５年７月14日からの大雨について、対象河川である旧雄物川、旭川、太平川、猿田川、新城川、草生津川において外水による浸水被害を軽減させるとともに、内水浸水被害の解消・軽減にも寄与する河川整備（河道掘削等）を着実に実施し、流域の治水安全度を早期に向上させる。

実際の河川工事の実施に際しては、地域住民と密に意見交換を行いながら合意形成を図るとともに、関係機関や秋田市等とも連携し、必要に応じて一部段階的な整備を取り入れ、河川の改修を進めることとする。

なお、河川内においては、河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、平常時は憩いの空間や多様な生物の生息・生育・繁殖環境としての機能を有し、豪雨時には防災・減災に寄与する河川施設や河道構造を検討する。

また、特定都市河川以外の一級河川、準用河川、普通河川についても、上記の河川と同様に、河川改修や河道掘削（浚渫等）等を推進し、適切な河川の管理に努める。

第１節　河川工事の目的、種類及び施行の場所

第１項　秋田県が行う河川の整備

秋田県では、旧雄物川、旭川、太平川、猿田川、新城川、草生津川（特定都市河川）において、河川の改修を推進する。

また、堤防・水門・排水樋管等の河川管理施設の老朽化対策及び河道の浚渫・植生管理等、河川の適切な維持管理にも努める。

なお、河川の維持管理については、特定都市河川以外の流域内を流れる県管理河川（一級河川 砥沢、寺沢川、八田川、道川）においても同様とする。

表 9　対象河川及び施行区間

河川	位置	整備内容	区間延長(km)
旧雄物川	河口～雄物川合流点（改修済み）	維持管理（河道掘削等）	9.0
旭川	五丁目橋 ～ 通町橋 新藤田橋 ～ 添川橋※1	河道掘削、護岸等	3.5
太平川	旭川合流点～桜大橋付近※1	河道掘削、護岸等	4.6
	桜大橋付近～新竹生橋付近※1	河道掘削、護岸等	2.8
	新竹生橋付近～堀内頭首工下流	河道掘削、護岸等	6.9
猿田川	太平川合流点～JR 奥羽本線橋梁下流	排水樋門、河道掘削、護岸等	3.8
草生津川	草生津川橋～五百刈沢橋※1	河道掘削、護岸等	3.9
新城川	島合川合流点～秋田自動車道交差付近※1	河道掘削、築堤等	4.7
	秋田自動車道交差付近～湯ノ里川合流点	河道掘削、築堤、捷水路等	2.6

※1 雄物川下流圏域水災害対策ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄに位置づけられている対策(暫定形の整備を含む)
（全河川対象の河道掘削、伐木等のメニュー除く）

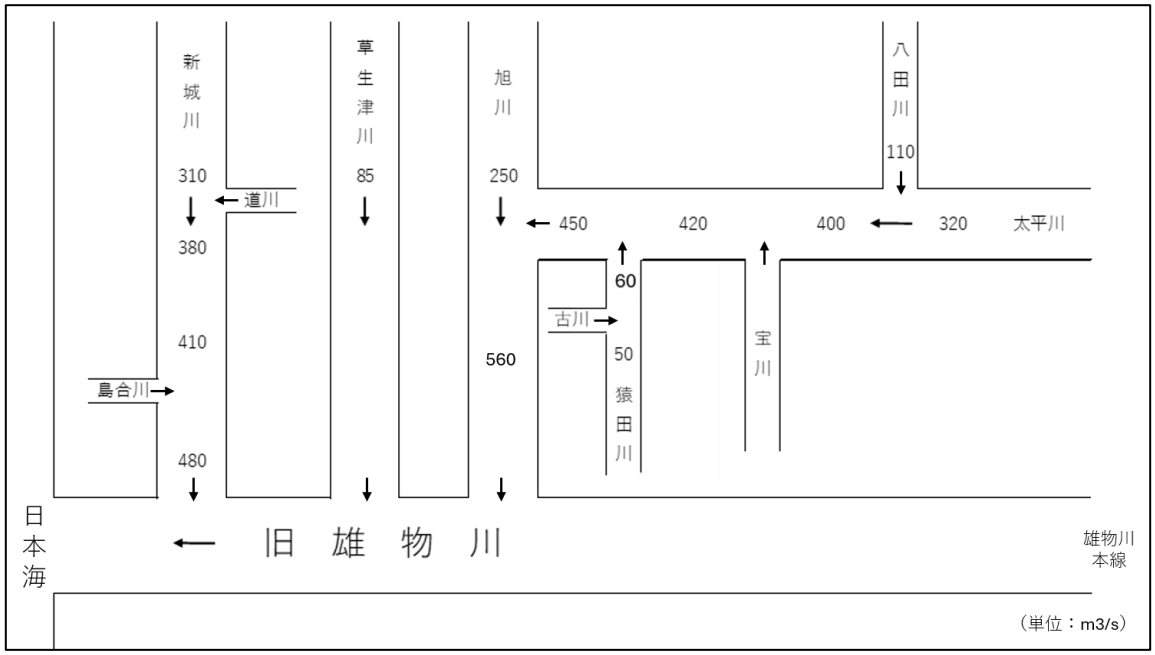
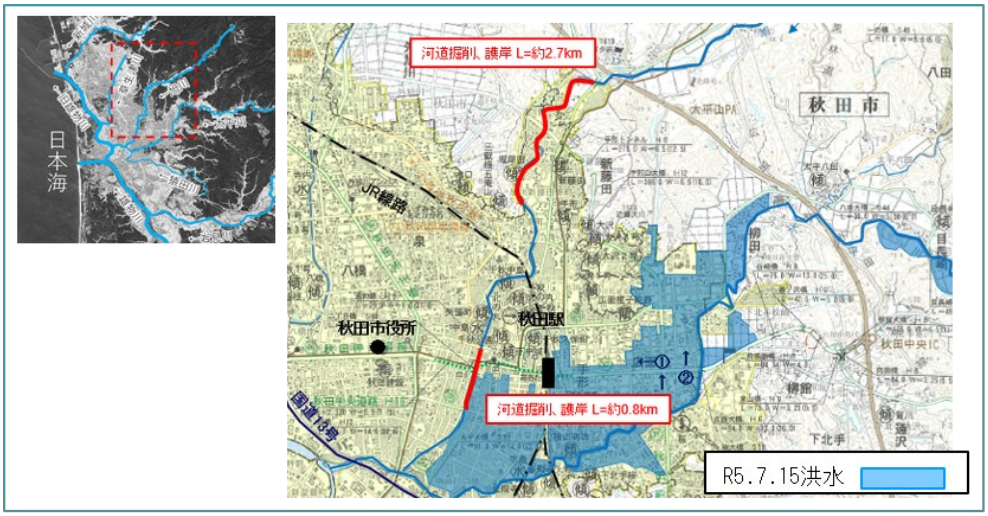


図 23　流量配分図（秋田圏域河川整備計画）



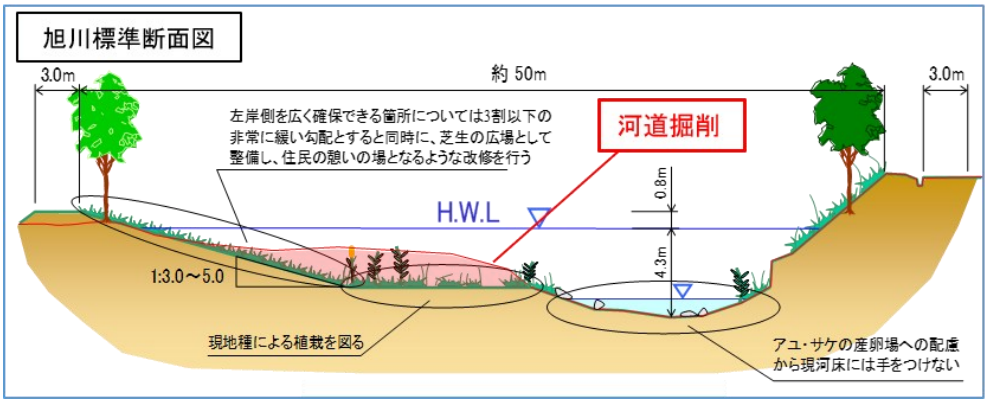
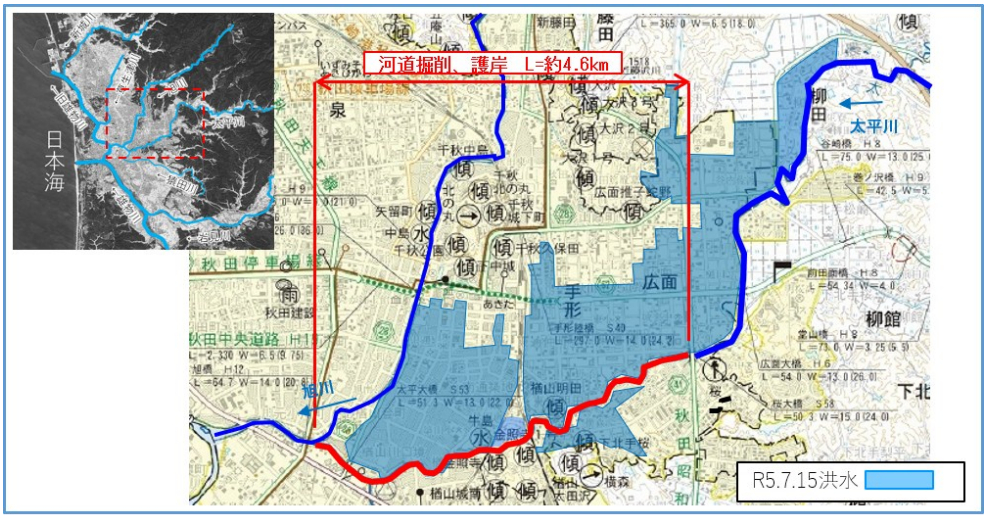


図 24　河川工事の概要（旭川）



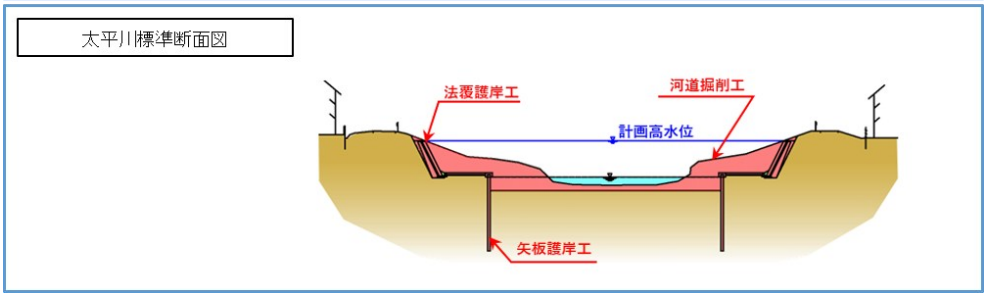


図 25　河川工事の概要（太平川①）

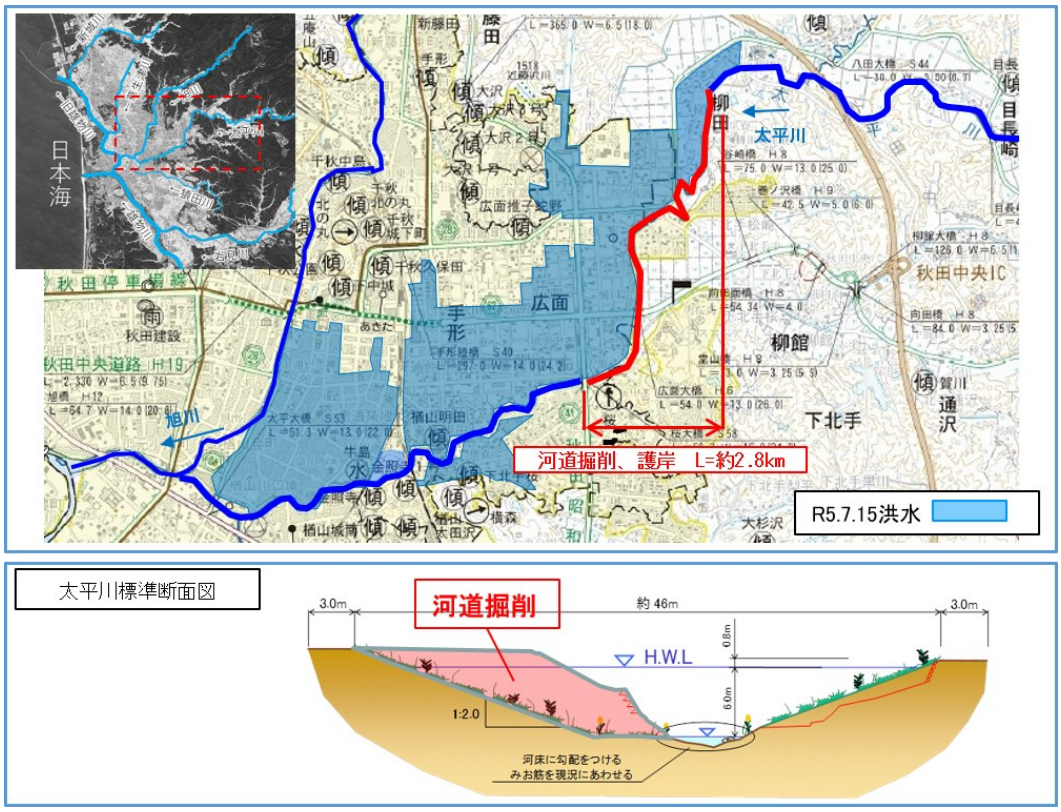


図 26　河川工事の概要（太平川②）

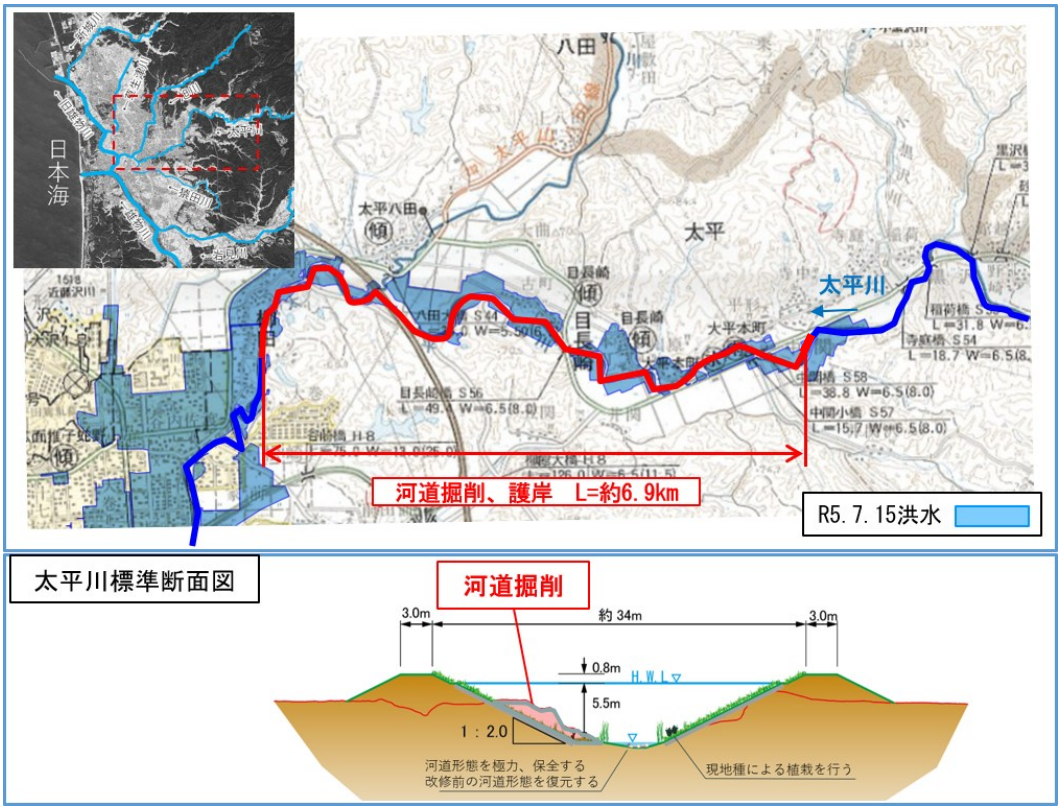


図 27　河川工事の概要（太平川③）

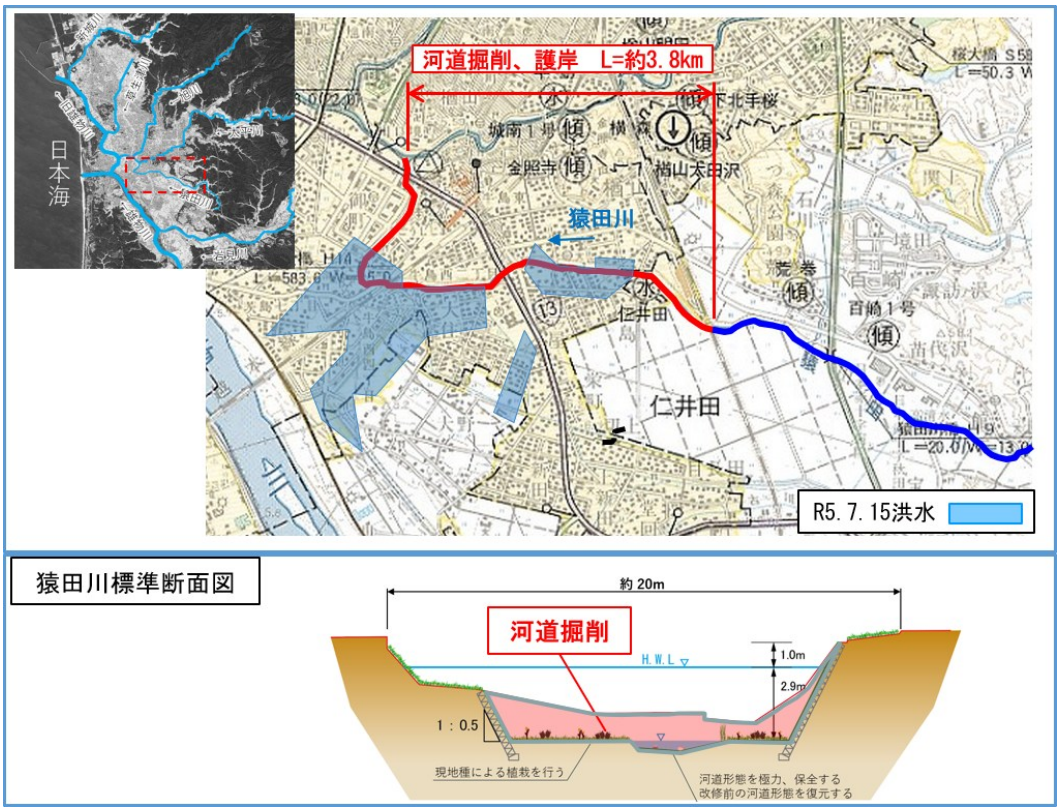


図 28　河川工事の概要（猿田川）

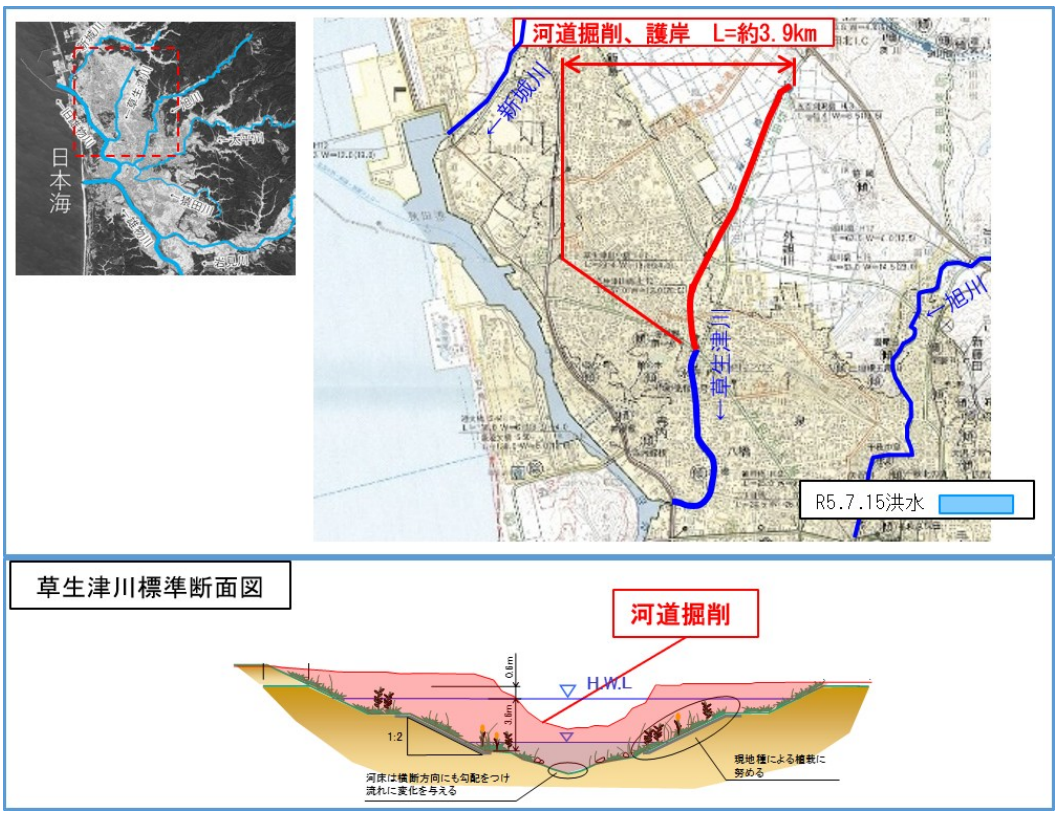


図 29　河川工事の概要（草生津川）

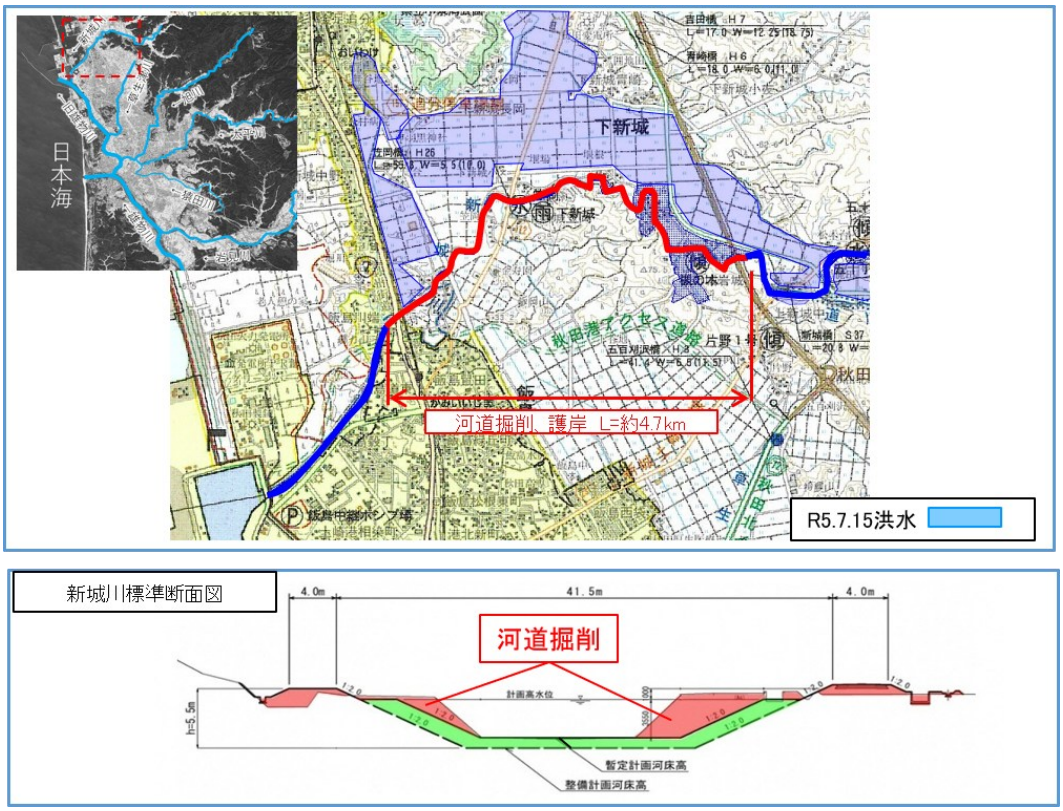


図 30　河川工事の概要（新城川①）

※現在実施している 1/2 規模の暫定改修完了後、1/10 規模の改修を実施する。

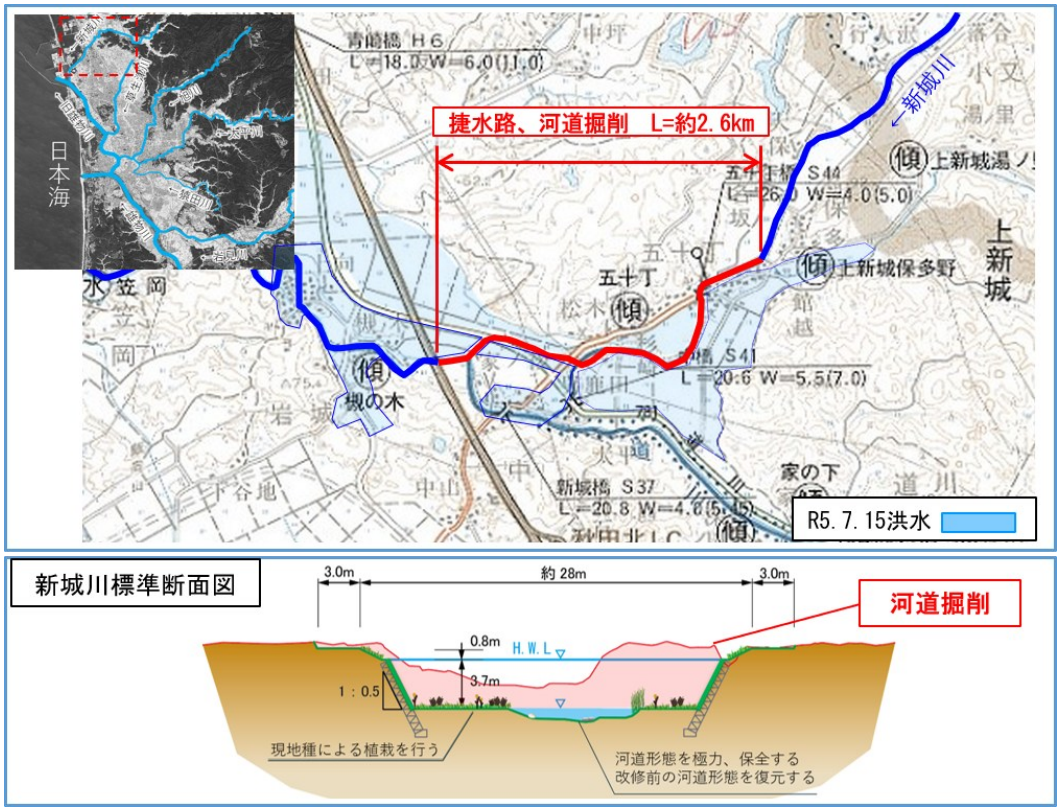


図 31　河川工事の概要（新城川②）

第２項　秋田市が行う河川の整備【準用河川および普通河川】

特定都市河川流域内には、秋田市が管理する準用河川１河川及び普通河川 14 河川の計 15 河川がある。これらの河川については、流下能力を確保するため、浚渫及び支障木の伐採等の適切な維持管理に努める。

また、既存護岸については、老朽化対策として改築及び修繕を計画的に進めるとともに、水門、排水機場等の河川管理施設についても、適切な維持管理及び老朽化対策を実施する。

あわせて、古川流域をはじめとする浸水被害が頻発している地区においては、国や県などの関係機関と連携しながら総合的な治水対策を推進するものとし、その一環として、普通河川島合川上流に位置する追分幸町地区において、浸水被害の軽減に向けた治水対策を検討するとともに、必要な対策を実施するものとする。

表 10　対象河川

区分	河川名	河川数
準用河川	宝川※2	1
普通河川	白山川、小又川、湯ノ里川、島合川、仁別川、矢櫃沢川、小黒沢川、皿見内沢川、貝ノ沢川、井関沢川、寒川、黒川、大戸川、古川※1 ※2	１４

※1 雄物川下流圏域水災害対策ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄに対策が位置づけられている河川（全河川対象の河道掘削、伐木等のメニュー除く）

※2 今回の都市浸水想定で河川改修による整備効果を想定した河川

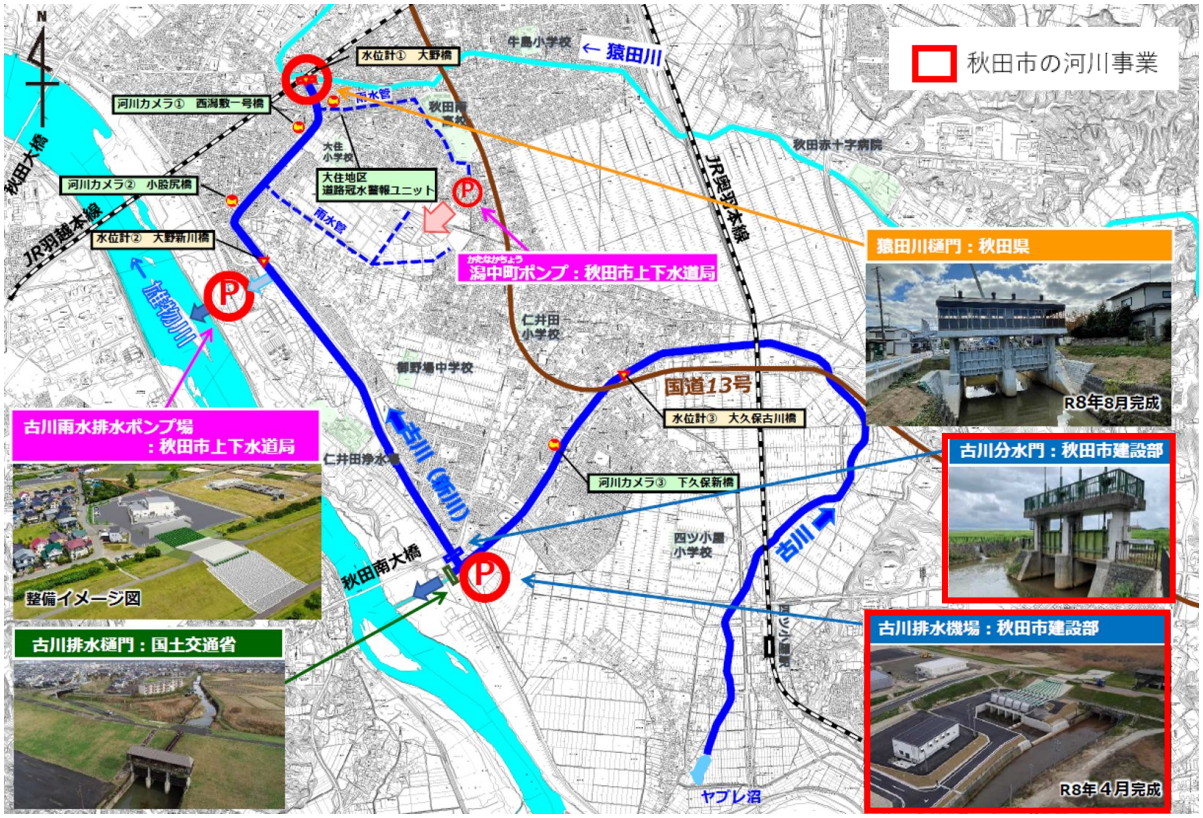


図 32　主な河川工事の概要（参考・古川流域の総合的な治水対策協議会の取組）

第５章　特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じて検討する。

第６章　下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

秋田市上下水道事業基本計画に基づき、秋田駅西地区において氾濫水を一時的に貯留する機能を備えた雨水幹線管路の整備や、八橋地区において排水ポンプの設置、手形からみでん地区において排水ポンプ（マンホールポンプ）の設置、将軍野地区の雨水管整備（既設管路の底盤下げ）等を行い、家屋浸水被害の軽減を図る。

表 11　対象下水道施設及び整備内容

No.	下水道施設名	位置	整備内容
1	古川雨水排水ポンプ場※1	秋田市仁井田新中島地内	排水ポンプ（容量 660.0 ㎥/分）、導水渠
2	雨水貯留機能を有する施設の検討※1	秋田駅南地区ほか	公共施設等の改修にあわせて雨水貯留機能を有する施設を検討
3	雨水幹線整備※1	秋田駅西地区	雨水管路（φ2600mm、φ600～1350mm）
4	潟中町ポンプ整備※1	秋田市仁井田潟中町地内	排水ポンプ（容量 12.0 ㎥/分）
5	排水ポンプ整備※1	秋田市八橋田五郎二丁目地内	排水ポンプ（容量 60.0 ㎥/分）
6	排水ポンプ整備※1	秋田市手形からみでん地内	排水ポンプ（容量 6.4 ㎥/分）
7	排水ポンプ整備※1	秋田市広面谷内佐渡地内	排水ポンプ（容量 36.0 ㎥/分）、ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ
8	排水ポンプ整備※1	秋田市東通明田地内	排水ポンプ（容量 76.0 ㎥/分）
9	排水ポンプ整備※1	秋田市広面樋口地内	排水ポンプ（容量 20.0 ㎥/分）
10	排水樋門・樋管※1	広面地区ほか（太平川ほか）	フラップゲート化
11	雨水管整備※1	秋田市卸町五丁目地内	雨水管路（検討中）
12	雨水管整備	秋田市川尻総社町地内	雨水管路（φ1000）
13	雨水管整備	秋田市将軍野向山地内	雨水管路（既設管路の底盤下げ）

※1 雄物川下流圏域水災害対策プロジェクトに位置づけられている対策



図 33　主な下水道工事の概要（左：秋田駅西地区雨水幹線整備、右：八橋地区排水ポンプ整備）

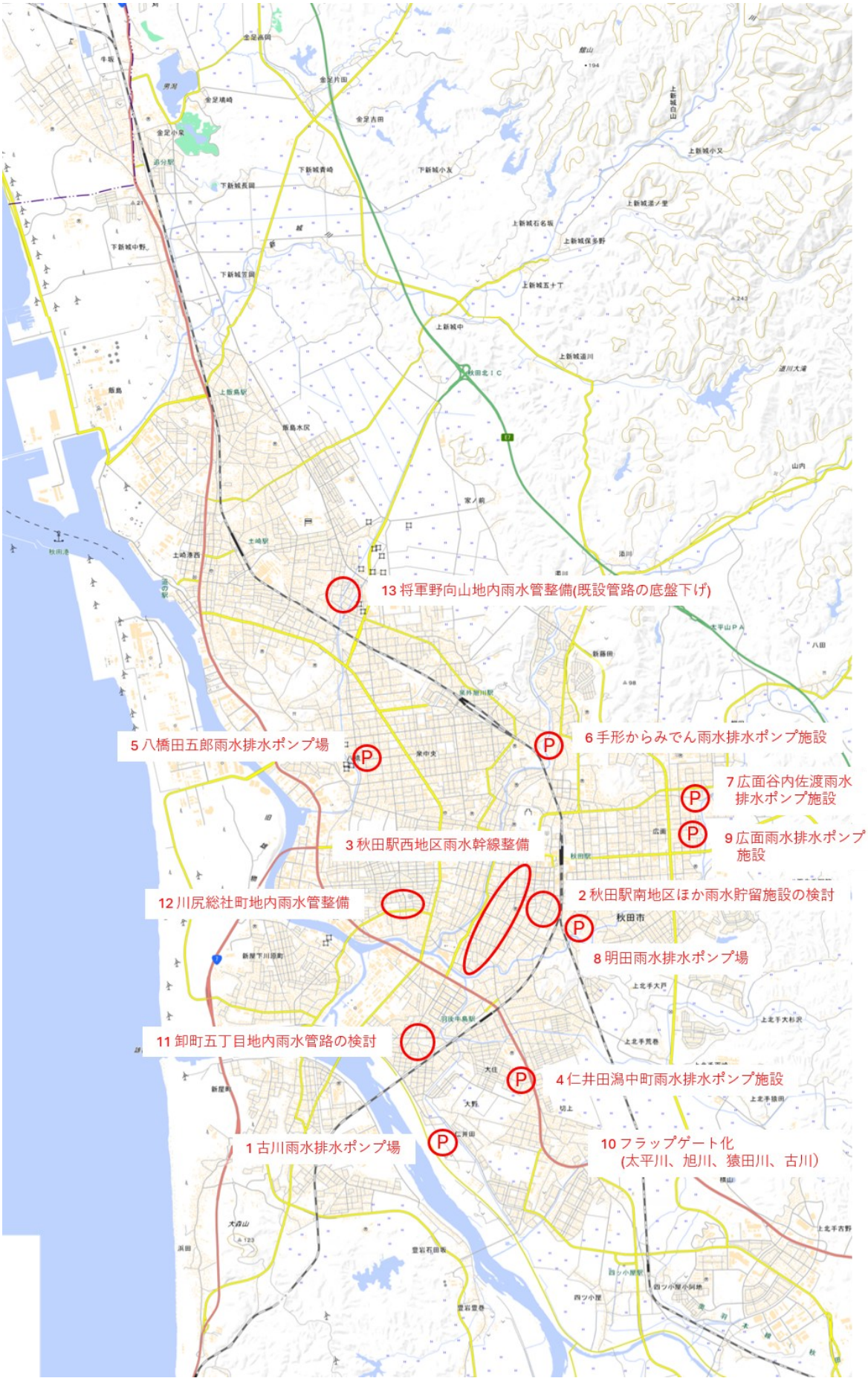


図 34　対象下水道施設の位置図

第７章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

第１節　雨水貯留浸透施設

流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設の設置に向けた検討および整備を推進する。

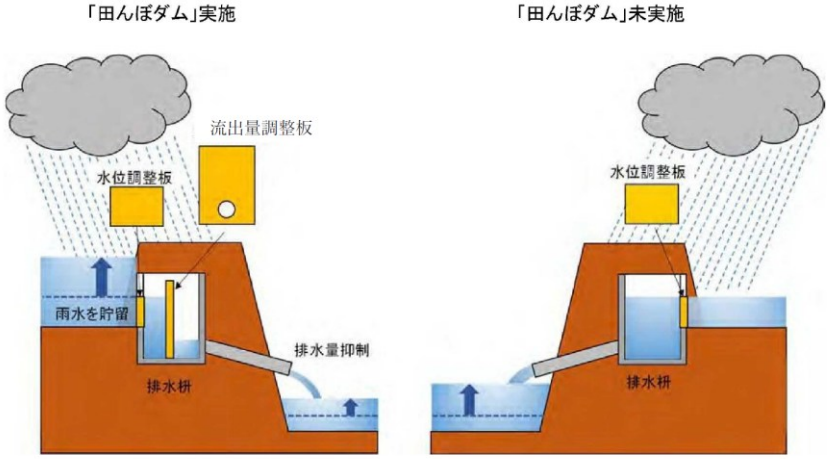
また、民間事業者に対しては、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度の周知を図るとともに、開発に伴う防災調整池等の整備の際には、更なる雨水貯留浸透機能を付した施設整備の働きかけなど整備促進を図る。

第２節　水田貯留

流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板などを設置することで、一時的に雨水を貯め込み排水量のピークを調整する水田貯留（田んぼダム）を積極的に推進する。

なお、水田貯留にあたっては、関係者との連携を図るとともにその効果等についての広報にも努めるものとする。

※秋田県における水田貯留の取組の詳細は、県ＨＰ掲載の田んぼダム通信等を参照のこと



【　図表 1-1　「田んぼダム」を実施している水田のイメージ　】



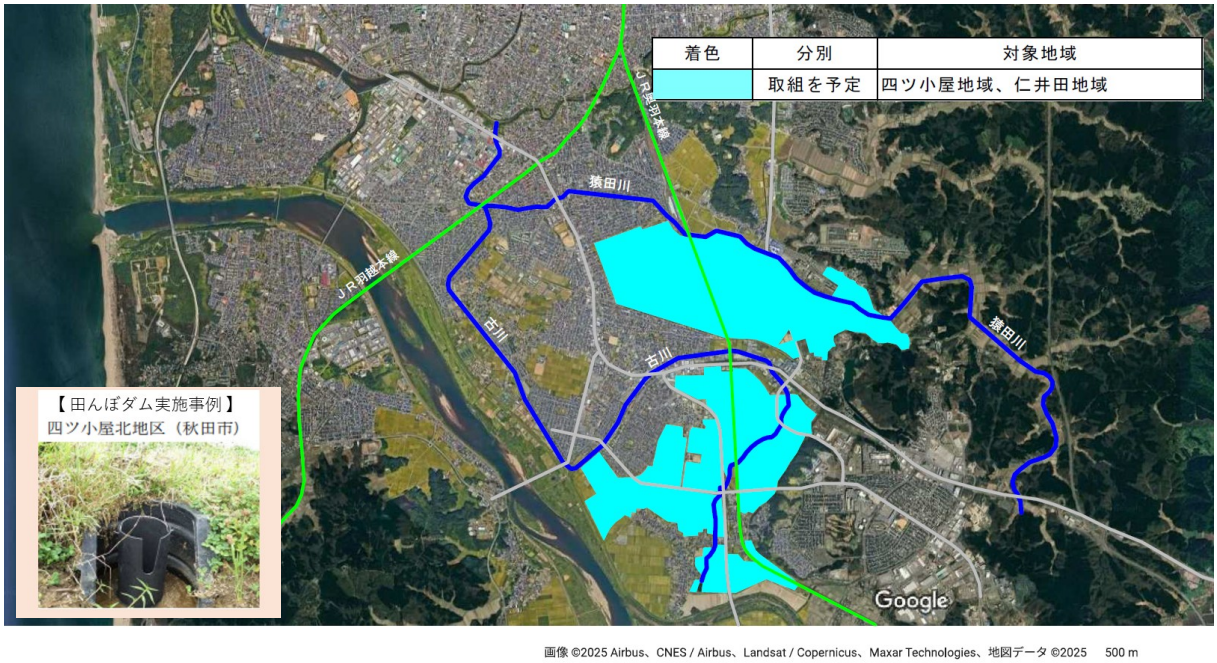
【　写真 1-1　「田んぼダム」を実施している水田の写真　】

図 35　水田貯留のイメージ

出典：秋田県田んぼダム技術マニュアル　令和５年６月　秋田県農林水産部　農地整備課・農山村振興課

当該流域では、現在ほ場整備事業を実施中または計画中の地区を含むエリアにおいて、田んぼダムの雨水貯留効果について、技術的な知見やデータ提供といった協力を得ながら検証を進めるとともに、一部地域においては田んぼダムの取組を実施している。

今後も、営農者の協力を得ながら田んぼダムの取組の普及・拡大を促進する。



画像 ©2025 Airbus、CNES / Airbus、Landsat / Copernicus、Maxar Technologies、地図データ ©2025　500 m

図 36　田んぼダムの取組エリア※1

※1 令和８年３月秋田県農地整備課より聞き取り、田んぼダムの取組の一事例

第３節　既存の防災調整池等の保水・遊水機能を有する土地の保全

流域に設置されている防災調整池等の雨水貯留浸透施設は、流域内の浸水被害の防止に有効であることから、その機能の保全に努める。

雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。なお、取組にあたっては、森林の保水機能の維持・回復を図るなど、流域全体の保水力の向上を促進する。

森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、国有林野施業実施計画に基づき、森林整備事業を実施するほか、各事業実施主体が森林経営計画に基づき、森林整備を実施する。

民有林＝国有林以外の森林（県・市・私有林）の森林整備については、林業企業経営体が行う間伐や森林経営計画の作成、皆伐後の再造林及び保育管理に対して支援をしながら森林の適切な管理を推進する。また、森林資源循環の循環型社会の構築により、森林の持つ公益的機能の維持向上に努める。

また、流域内の浸透機能を有する緑地等の土地の保全を促進する。

第４節　雨水浸透阻害行為の許可等

開発等による雨水浸透阻害行為に該当する 1,000㎡ 以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、特定都市河川浸水被害対策法に基づく事前許可制（許可権者：秋田市長）とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。



図 37　雨水浸透阻害行為の許可手続きに関するリーフレットと許可申請ガイド等

第８章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

雨水貯留浸透施設（特定貯留量が 30 ㎥以上のものに限る。）の設置及び管理をしようとする民間事業者等（地方公共団体以外の者）は、特定都市河川浸水被害対策法第 11 条の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する計画（雨水貯留浸透施設整備計画）を作成し、秋田市長に計画の認定を申請することができる。

計画の認定を受けた施設は、設置費用の補助、固定資産税の減税及び地方公共団体による管理協定制度の対象となるものである。

認定権者である秋田市長は、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置に係る検討・整備が促進されるよう、秋田県と連携し、本制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前相談の窓口となって対応を行う。

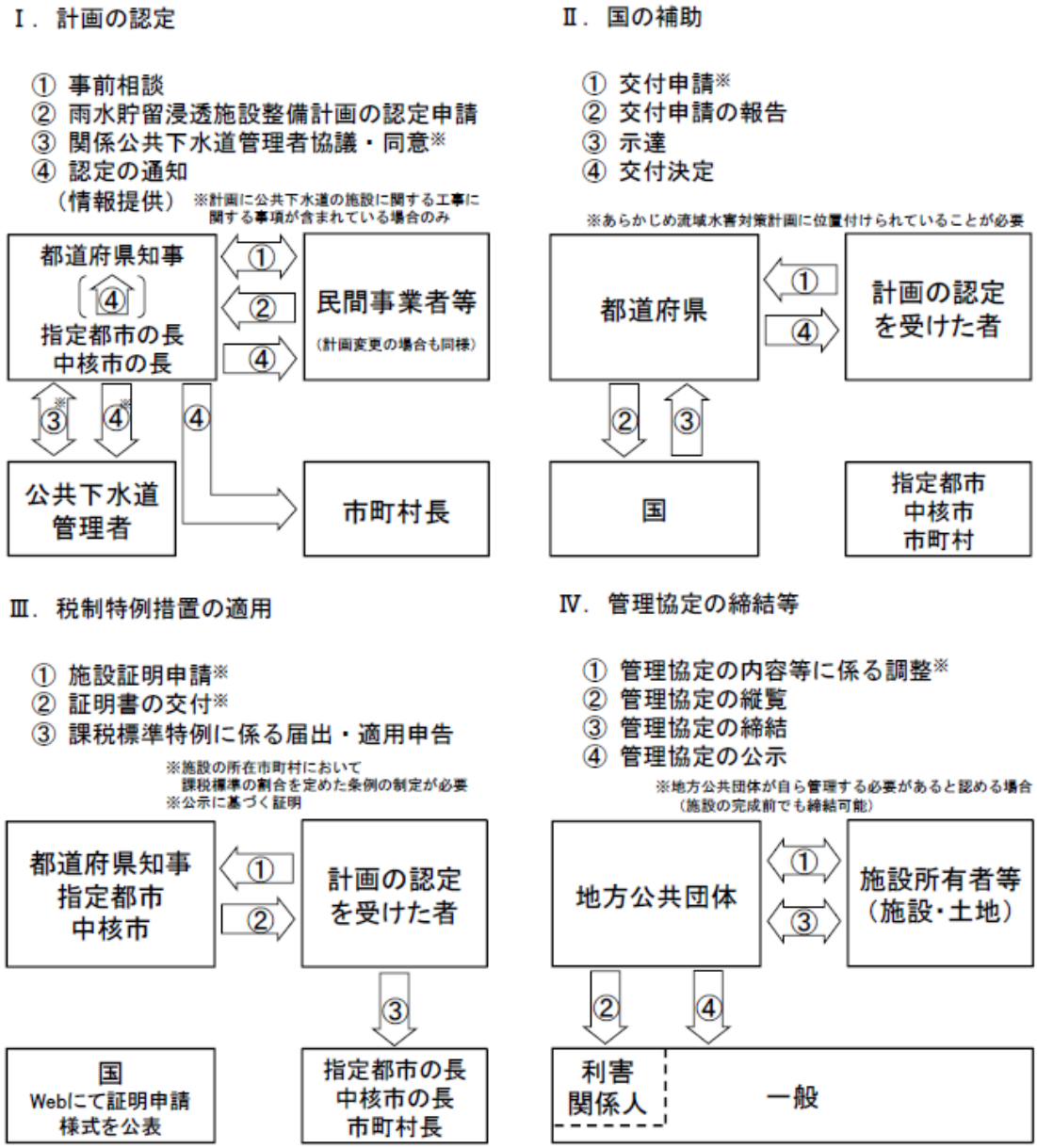


図 38　雨水貯留浸透施設整備計画の認定に係る手続フロー

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和 7 年 3 月版）

第９章　下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

第１節　基本的な運転調整の方針

旧雄物川流域の対象河川沿川には家屋等が密集した市街地が広がっているため、万が一、現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水及び破堤などにより氾濫した場合には甚大な浸水被害の発生が懸念される。

一方、当該流域内には、山王雨水排水ポンプ場や明田雨水排水ポンプ場等の内水排除のためのポンプ施設が 18 箇所で設置されているが、外水氾濫のおそれがある場合には、その被害を助長させないこと、また、より効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させることを目的に、必要に応じて、操作規則の策定・見直しを行い、流域全体における浸水被害の最小化を図る。

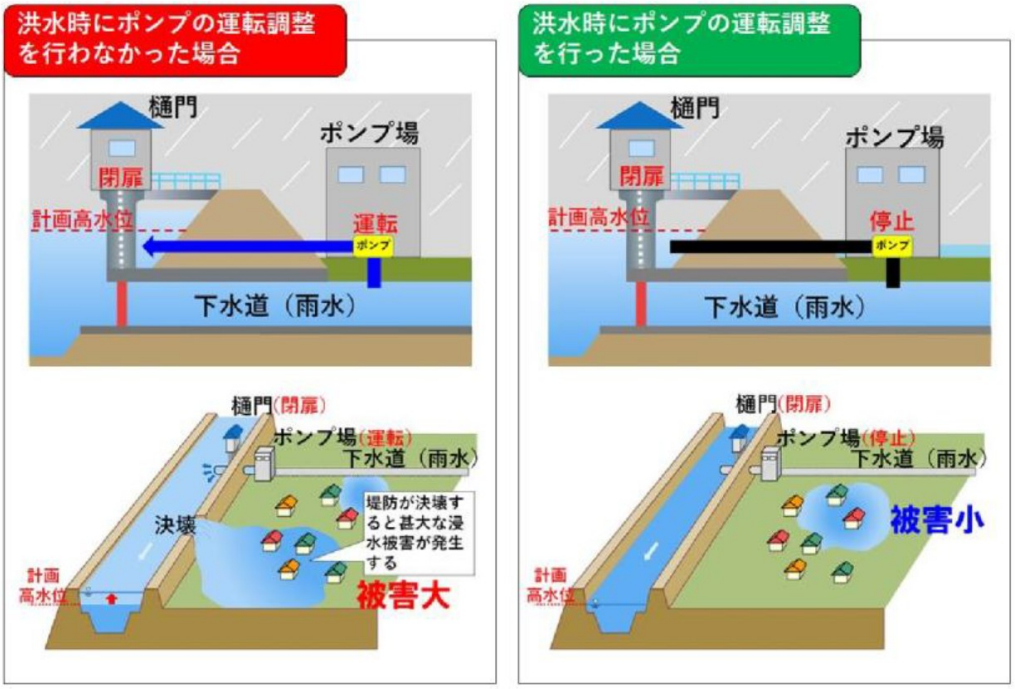


図 39　内水排除ポンプの運転イメージ

出典：大和川流域水害対策計画 R4.5　P43

表 12　内水排除ポンプの整備状況(表 3 再掲)

	市町村名	ポンプ場	ポンプ能力 (m^3/min)	整備状況
1	秋田市	山王雨水排水ポンプ場	192.0	整備済
2	秋田市	明田雨水排水ポンプ場	228.0	整備済
3	秋田市	明田雨水排水ポンプ施設	16.0	整備済
4	秋田市	山崎雨水排水ポンプ施設	10.0	整備済
5	秋田市	広面雨水排水ポンプ施設	20.0	整備済
6	秋田市	楢山城南新町雨水ポンプ施設	4.0	整備済
7	秋田市	楢山古川新町雨水ポンプ施設	5.2	整備済
8	秋田市	楢山愛宕下(1)雨水ポンプ施設	6.0	整備済
9	秋田市	手形からみでん(1)雨水排水ポンプ施設	3.2	整備済
10	秋田市	手形からみでん(2)雨水排水ポンプ施設	3.2	整備済
11	秋田市	八橋田五郎雨水排水ポンプ施設	4.0	整備済
12	秋田市	金足追分雨水排水ポンプ施設	1.8	整備済
13	秋田市	牛島東一丁目雨水ポンプ	8.0	整備済
14	秋田市	新屋寿町雨水排水ポンプ施設	2.4	整備済
15	秋田市	仁井田潟中町雨水排水ポンプ施設	12.0	整備済
16	秋田市	広面谷内佐渡雨水排水ポンプ施設	36.0	整備中
17	秋田市	古川雨水排水ポンプ場	660.0	整備中
18	秋田市	八橋田五郎雨水排水ポンプ場	60.0	整備中

※雨水ポンプのうち、伏越形状の管内雨水排除用は除く。　　令和 8 年 5 月時点

第２節　連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知

各ポンプ場は洪水時には警戒体制をとり、河川水位に応じて、本川からの逆流防止のための樋門操作や内水排除ポンプの運転調整を行っている場合がある。今後はポンプ場及び樋門をより効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関との情報共有のための体制を構築していく。

また、流域住民への理解と避難時の協力を求めるために、事前の周知を十分に行うとともに、流域住民が避難準備等をできるように、適切な情報伝達等を行っていく。

第１０章　都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項

浸水被害を軽減するためには、都市浸水想定に加え、必要に応じて雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報等を把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況なども考慮し、水災害リスクを評価する必要がある。

そのうえで、今後の状況に応じて、都市浸水想定のブロック毎に水災害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、旧雄物川流域水害対策協議会を通して浸水被害対策を検討していくものとする。

水災害リスクの評価やブロック毎の土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和３年５月）」を参考とするとともに、立地適正化計画に定める予定の防災指針の内容も考慮しながら、旧雄物川流域水害対策協議会等の場を活用し、河川、下水、都市、農林、防災その他の関係する部局が連携し、都市計画などのまちづくりに関する計画等との整合・連携を図る。

内水被害が頻繁に発生する地域においては、当該区域の居住者を居住誘導区域等浸水リスクが相対的に低い土地に誘導するための所要の措置を講じる等、都市計画などのまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方針について、関係機関との情報共有を図る。

	地区	土地の利用について留意すべき事項	浸水被害対策の検討
（1）	D・E地区	地域の中心地であり人口・資産が集中しているブロックであり、床上浸水による資産の被害リスクが大きい土地である	河川・下水道等の対策を実施し、流域水害対策計画の計画期間内に浸水被害を解消・軽減させる
（2）	A・G地区	想定浸水深が大きいため人命リスクが大きい土地である	浸水被害防止区域に指定することにより、住民等の生命・身体を保護する。
（3）	F地区	農地等として貯留機能を有するブロックであり、下流側の浸水リスク低減に寄与する可能性がある土地である	貯留機能保全区域に指定するなどにより、土地が有する貯留機能を将来に渡って保全する。
（4）	B・C地区	人口・資産の分布が進んでおらず、水災害リスクが比較的小さいブロックであるが、一定の浸水が想定されることに留意すべき土地である	浸水しても被害が軽減されるよう、水災害リスクを周知する。

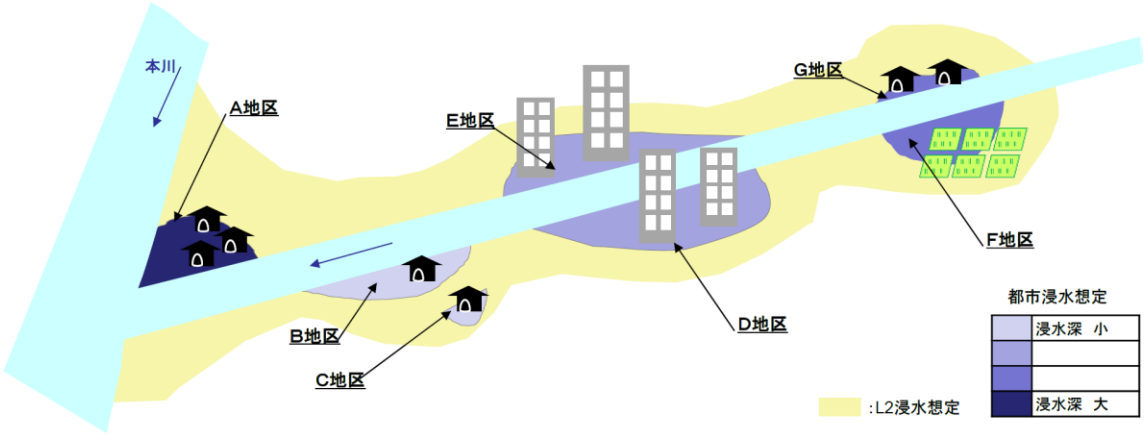


図 40　ブロック毎の都市浸水想定及び浸水被害対策（検討のイメージ）

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和７年３月版）

第１１章　貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定できるものとする。

また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。

区域の指定の検討にあたっては、都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局）が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。そのため、関係機関と情報交換等を行うと共に、河川管理者等は、指定権者に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

第１節　貯留機能保全区域の指定の方針

過去より農地等として保全されてきた河川沿いの低地や窪地等は、洪水や雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があることから、土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために、法第 53 条に基づき貯留機能保全区域に指定できる。

貯留機能保全区域の指定の対象となる土地は、都市浸水想定において浸水が残る区域を基本とする。候補地は、施設の整備後においても堤防からの越水や暫定堤防からの溢水及び内水等による浸水が想定される区域のほか、水田や未利用地などの貯留機能を有する土地等において、都市施設等の計画や農用地区域の指定の有無、住家の立地等の土地利用状況を考慮した上で選定する。

加えて、同一の土地利用形態を呈する周辺の土地のほか、下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への影響を踏まえ、浸水の拡大を抑制する効用が認められ、かつ貯留機能を有する土地も対象とする。

指定にあたっては、上記を考慮したうえで、秋田市長が当該土地の所有者の同意を得て指定するものとし、メリットやデメリットを含め丁寧に説明を行い、土地所有者及び利害関係人等の理解促進に努める。

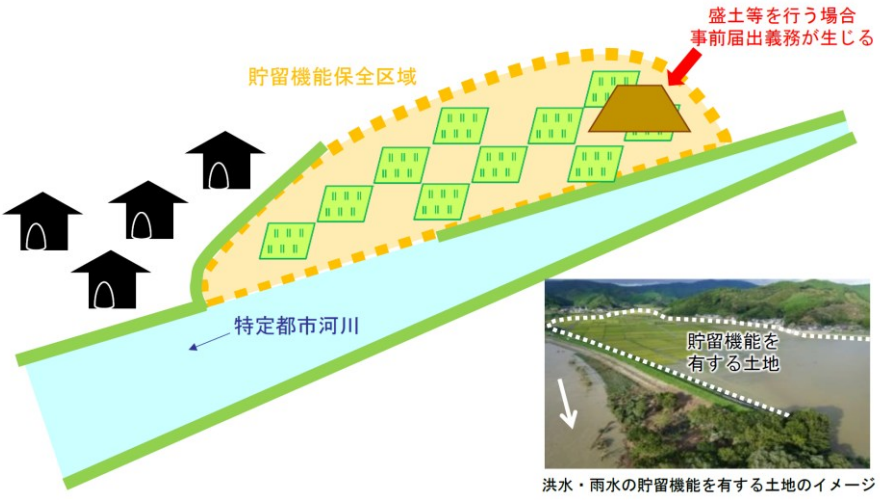


図 41　貯留機能保全区域のイメージ図

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和 7 年 3 月版）

第２節　浸水被害防止区域の指定の方針

高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地を法第 56 条に基づき開発規制・建築規制する浸水被害防止区域として指定できる。

浸水被害防止区域の指定対象となる土地については、都市浸水想定や土地利用形態、浸水実績等を踏まえ、土地利用の方針等を考慮したうえで、秋田県知事が指定するものとする。

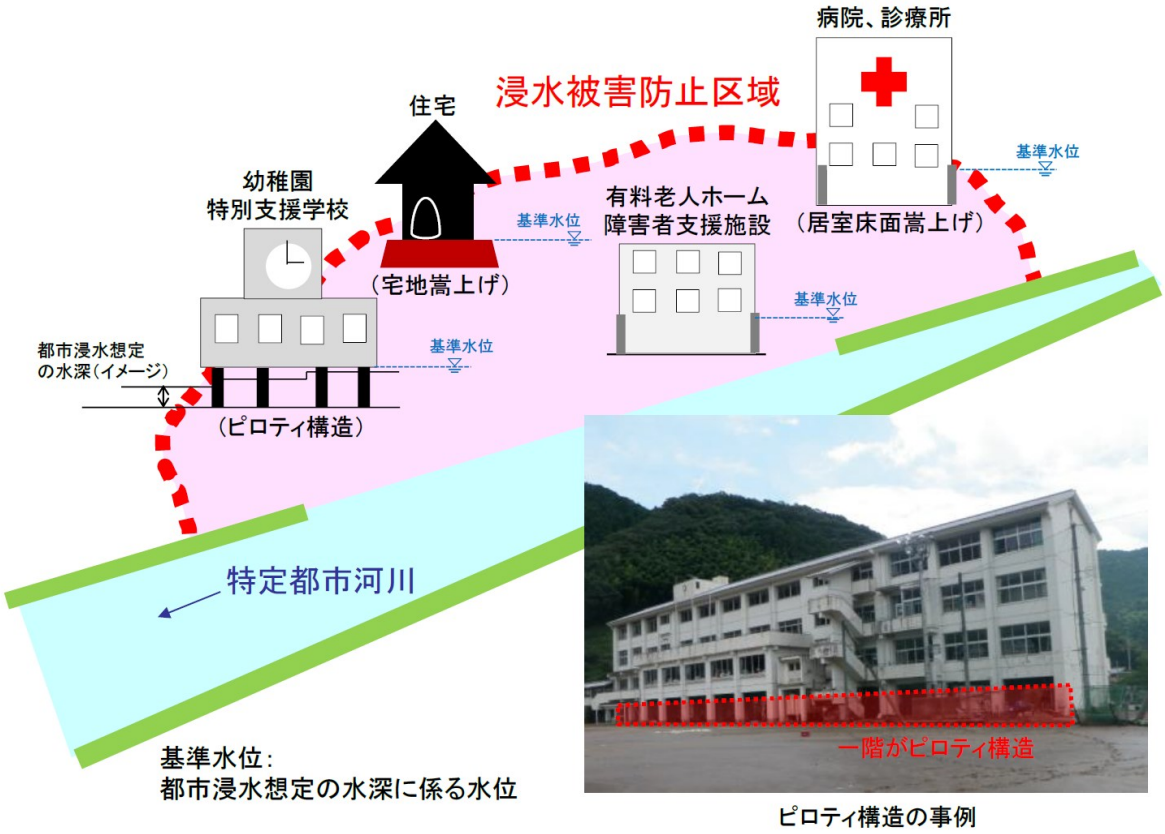


図 42　浸水被害防止区域のイメージ図

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和 7 年 3 月版）

第１２章　浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第１節　リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化やホットラインによる河川状況の共有を行う。

加えて河川管理者や下水道管理者及び地方公共団体は、被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした防災教育の実施、災害時における関係機関及び住民の避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報収集・提供に向けた取組等について推進する。

さらに、今後の急速な人口減少や少子高齢化に伴う自主防災組織の担い手不足や共助機能の低下を見据え、持続可能な地域防災力の維持・向上に向け、取組を加速する。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。



図 43　水害対策ガイドブック



図 44　水害ハザードマップ活用に関する防災講話の開催

表 13　主なソフト対策

対策名	概要
水害ハザードマップによる自宅リスクの周知（町内会や学校での講習会の開催）	・気象情報・河川情報の入手方法を周知 ・立ち退き避難および屋内安全確保の考え方の周知 ・マイ・タイムライン作成の普及を推進
浸水センサ等を活用した安全・安心のまちづくりの推進	・国土交通省の令和6年度ワンコイン浸水センサ実証実験に参加し、令和7年度までに30基のセンサを設置 ・センサで収集した浸水情報は、国土交通省のワンコイン浸水センサ表示システムを通して一般に公開
防災教育の実施	防災意識の啓発・向上を目的として、一般市民や学校施設等を対象とした防災教育を実施
秋田市立地適正化計画の改訂	秋田市立地適正化計画に、都市機能や居住誘導区域内の防災、減災対策を位置付けた「防災指針」の追加を行う
迅速かつ確実な避難に関する取組【耳で聴くハザードマップ】	視覚障がい者のための情報環境改善を目的に携帯電話のGPS機能を利用したアプリを周知・普及する
迅速かつ確実な避難に関する取組【秋田県公式LINE、あきた河川メール等】	避難情報や河川の水位情報などの防災情報をリアルタイムで配信（配信を希望する情報や地域は選択可）
秋田地方気象台と連携した気象防災ワークショップの開催	・県内市町村及び各地域振興局の防災担当者を対象 ・体制強化や避難指示発令タイミングの検討・判断等の疑似体験を通じて防災対応力の向上を目指す
平時からのリスク情報の周知と防災教育・訓練等に関する取組	・災害発生時の自主防災体制の確立を目的に、自主防災組織のリーダーや自治会長、市町村防災担当職員を対象とした防災教育を実施 ・地域全体の防災意識向上や地域の実情に応じた自主防災組織の結成促進、活動活性化を支援すること等を目的に、秋田県防災アドバイザーを派遣し、地域防災力の向上を図る
災害の教訓を今後の発災に備えるための取組	令和5年7月14日からの大雨による災害で明らかになった課題と対応要領を各市町村と共有していく
内水浸水想定区域図の作成	・内水浸水への備えに役立てるため、想定最大規模降雨に対する浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図を対象区域全域で作成済み ・今後は内水ハザードマップの作成、周知に向けた取組を推進する

第２節　大規模氾濫に関する減災対策

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成 28 年 5 月に、「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立し、平成 28 年 8 月に、雄物川の減災に係る取組方針を策定（令和 3 年 3 月に改訂）した。また、平成 29 年 1 月に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会資本整備審議会から答申がなされたことを受け、県管理河川流域の水防災意識社会を再構築するため、市町村、県、気象庁、国土交通省（オブザーバー）からなる「秋田地域県管理河川減災対策協議会」を平成 29 年 6 月に設立した。その後、目的や構成委員等が「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」と一部重複していることから、両協議会の統合が令和 4 年度に承認された。

また、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（平成 29 年 6 月策定、平成 31 年 1 月改定）に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。

表 14　雄物川大規模氾濫域の減災にかかる取組方針

雄物川は、これまで幾度となく水害が発生し、その降雨特性や地形特性により一旦氾濫すると浸水が長期化する。また、洪水特性の異なる支川が交互に合流し、降雨によっては急激な水位上昇が生ずるため、迅速な防災行動が求められる河川であることから、今後、発生しうる大規模水害に対し『動かす・ねばる・戻す』ことにより、氾濫被害の最小化を目指す。	
取組方針	
①	逃げ遅れゼロに向けた迅速な情報発信と避難の誘導
②	氾濫被害の防止や軽減、避難時間の確保のための情報共有と水防活動の強化
③	日常生活及び社会経済活動の一刻も早い回復を可能とする排水活動

表 15　逃げ遅れゼロに向けた迅速な情報発信と避難の誘導

取組		主な取組項目
平時からのリスク情報の周知や防災教育・訓練等に関する取組	1	タイムラインを活用したロールプレイング等のリアリティのある防災訓練の実施・タイムラインの検証及び改訂・多機関連携型タイムラインの拡充
	2	水害リスクの高い区間における地域住民が参加する共同点検や避難訓練の実施
	3	水害リスクを共有するための教育機関等と連携した防災教育の実施
	4	要配慮者利用施設の管理者への説明会の実施
	5	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進
	6	地域包括支援センター等との連携
発災時の迅速かつ確実な避難に関する取組	7	住民の避難行動に着目した各市町のタイムラインの運用及びマイ・タイムラインの作成
	8	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）
	9	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域（雄物川・玉川・丸子川・横手川・皆瀬川・成瀬川）の公表 適切な土地利用の促進
	10	住民の主体的避難を促す情報伝達手段の拡充（防災メール、防災ラジオ、SNS 等）
	11	プッシュ型の洪水予報等の情報発信
	12	想定最大規模の洪水での避難計画を考慮したハザードマップの作成・周知及びまるごとまちごとハザードマップの推進
	13	住民の避難情報に関する意識調査などを実施し、取組方針へ反映

表 16　氾濫被害の防止や軽減、避難時間の確保のための情報共有と水防活動の強化

取組		主な取組項目
より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化に関する取組	1	流域内の関係機関が防災情報を共有できる体制を整備
	2	関係機関が連携した水防訓練・水防団同士の連絡体制の再確認の実施
	3	重要水防箇所の合同巡視
	4	水防資機材の保有状況の確認
既存ダムを最大限活用した防災体制の強化に関する取組	5	既存ダムが柔軟な対応ができるように、予測も含めたより広域的な下流域の情報を共有できる体制を整備

表 17　日常生活及び社会経済活動の一刻も早い回復を可能とする排水活動

取組		主な取組項目
排水活動及び訓練、施設運用に関する取組	1	排水施設等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討を行い、大規模水害を想定した氾濫時の緊急排水計画（案）を作成
	2	・関係機関と連携したリアリティのある水防・排水訓練の実施

第３節　気候変動に備えた流域治水対策

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、旧雄物川流域を含む雄物川流域全体に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を計画的に推進するための協議や情報共有を行うことを目的に、令和２年９月に「雄物川圏域流域治水協議会」を設立し、令和３年３月に「雄物川水系流域治水プロジェクト」を策定し、その後、令和７年３月に「雄物川水系流域治水プロジェクト2.0」としてとりまとめが行われている。

また、令和５年７月 14 日からの大雨では、県内各地で甚大な被害が発生したが、特に雄物川下流の旧雄物川流域や馬場目川水系において大規模な浸水被害が発生したことから、早急に今次災害のメカニズムを把握して治水対策メニューを策定し、流域治水対策の実践を図るため、関係する市町村を中心とした「下流圏域分科会」を令和５年８月に設立し、令和５年 11 月に集中的に浸水被害対策を推進するため「雄物川下流圏域　水災害対策プロジェクト」としてとりまとめ、公表した。

前節の大規模氾濫に関する減災対策とともに、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ「①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「②被害対象を減少させるための対策」「③被害の軽減，早期復旧・復興のための対策」の３本柱により多層的に取組を進める。

また、流域治水対策の取組を加速するため、太平川の河川改修、雨水幹線、排水ポンプ、フラップゲートの整備、内水浸水想定区域図作成や田んぼダムの効果検証、公共施設等を活用した雨水貯留機能を有する施設の検討などの対策を行う「太平川内水被害等軽減対策計画」を策定し、国土交通省において令和６年３月に全国で初めて登録された。



写真８　雄物川圏域流域治水協議会　下流圏域分科会の開催状況



図 45　雄物川下流圏域水災害対策プロジェクト



図 46　太平川内水被害等軽減対策計画

第４節　洪水時及び発災時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者（秋田市長）、消防署、警察署、流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、既存の行事等に啓発を組み込んだり、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用したりし、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話へのメール配信等により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、防災情報の入手ツールの周知を十分に行い、利用につなげる。

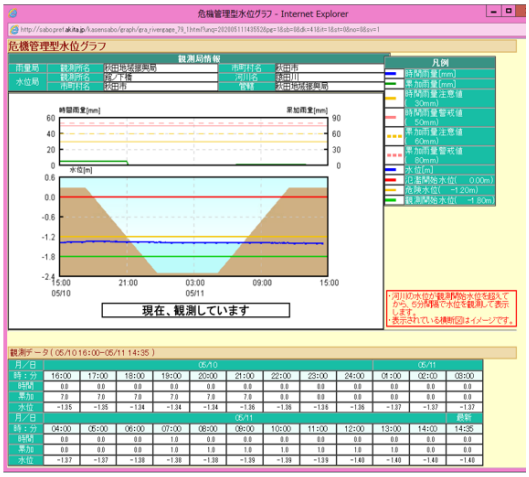
ダム管理者は、情報提供に際し、受け手の多様性に配慮し、効果的な情報入手方法の周知手法について検討する。また、ダムからの放流量等の情報をダムの操作規則等に基づき関係機関へ通知するとともに、ダムの放流については河川管理者とダム管理者との間の情報網により、適切な情報伝達を図る。

表 18　情報収集・伝達ツール

情報収集・伝達ツール	概要
秋田県 防災ポータルサイト	各種防災情報の提供
秋田県 河川砂防情報システム	雨量/水位情報の提供
秋田県 公式 LINE・河川メール	防災・河川情報の配信
秋田市 防災ネットあきた	避難指示などの避難情報や災害情報等の配信
秋田市 防災アプリ（Yahoo!防災速報）	自治体からの緊急情報の配信
秋田市 防災アプリ（全国避難所ガイド）	避難所情報等の提供
国土交通省 防災ポータル	各種防災情報の提供
国土交通省 川の防災情報	水位情報の提供
気象庁 防災情報	天気予報、雨量、台風情報等の提供
気象庁 キキクル	洪水災害等の危険度分布の提供



太平川　秋田市広面（広面１号橋）



秋田県　河川砂防情報システム（雨量/水位情報の提供）





秋田河川メール・秋田県公式 LINE（防災・河川情報の配信）

図 47　主な情報収集・伝達ツール

第１３章　その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

第１節　水防活動及び排水ポンプ車、災害時の活動拠点整備による浸水被害対応

水防管理団体は、河川管理者等と協力し、洪水時又は洪水のおそれがある場合、土のう積み等の水防工法で川があふれるのを防いだり、住民等へ注意や避難を呼びかけたりする「水防活動」を実施し、水害による人命や財産への被害を防止あるいは軽減する役割を担っている。

今後も秋田県や秋田市の水防計画等に則り、円滑な連絡調整と水防活動に努めるものとする。





図 48　水防月間リーフレット（国交省 HP より）

また、内水等被害発生時は、各機関が所有する排水ポンプ車を活用し浸水被害の軽減に努めると共に、平常時から災害に備えることとする。



国交省と秋田市による災害時の排水作業状況



国交省と秋田市による合同訓練の状況

秋田河川国道事務所	1 台	30m3/min
秋田県	3 台（北秋田・秋田・仙北地域振興局に格納）	30m3/min
秋田市	2 台	30m3/min，60m3/min

図 49　排水ポンプ車の状況（秋田市 HP 等より）と各機関の保有台数

加えて、国が雄物川下流域の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動に使用する緊急用資材の備蓄、作業車両の駐車場、ヘリポート等の機能を備えた秋田地区河川防災ステーションを整備するとともに、同ステーション内に災害時の活動拠点（水防団待機室、資機材の備蓄など）として秋田市が水防センターを整備している。



図 50　河川防災ステーションの整備イメージ※

※雄物川下流圏域水災害対策プロジェクトより抜粋

第２節　計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。具体的には、時間雨量 65 ㎜（仁別観測所）の猛烈な雨を記録し、秋田市内で浸水被害の生じた令和 5 年 9 月 19 日からの大雨のような短時間で集中した降雨など、計画対象降雨と降り方が異なる降雨が想定される。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。

さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

第３節　流域水害対策計画の計画管理

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、旧雄物川流域水害対策協議会に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、計画管理項目は以下に示すとおりである。

これに加え、流域における浸水被害の発生状況のほか、人口減少や少子高齢化等の社会状況の変化も踏まえ、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、流域水害対策計画の見直しを行う。

【計画管理項目】

①事業の進捗状況

・河川事業、下水道事業及びその他事業の状況

②流域内の開発状況

・流域内の開発箇所及び面積

③雨水貯留浸透施設等の整備状況

・河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の状況等
・雨水浸透阻害行為に該当する 1,000㎡ 以上の対策工事で設置された防災調整池の状況等
・ため池を治水利用した場合の状況等
・水田貯留を実施した場合の状況等

④その他